

令和7年度
八戸学院大学
自己点検評価書

建学の精神

「神を敬し、人を愛する」

八戸学院大学は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することを建学の精神とする。

はじめに

八戸学院大学の運営母体である学校法人光星学院は、平成 29(2017)年に創設 60 周年を迎え、「“教育の力”で地域・国際社会に貢献」する姿勢を明確化し、新立体的総合学園構想を展開しています。本学においては、新立体構想の 4 本の柱の中でも特に、「1. 人間教育と学びの充実」と「2. 学院内の連携と特色の強化」を最重点課題と捉え、令和 2(2020)年度以降においては更に「3. 地域連携と社会貢献の推進」を課題として掲げ、改善・改革に努めてまいりました。令和 6(2024)年度には、4 本目の柱である「新時代の国際教育の展開」を重点課題と位置づけて教育カリキュラムの進化に努めています。

本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動の自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構における認証評価の基準で実施しています。令和 5(2023)年度に八戸学院大学短期大学部と同時審査を受けました。第 3 期の認証評価システムの特徴の 1 つは、評価の基本的方針として三つのポリシーを起点とする内部質保証（自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営の全般の質を保証すること）が重点評価項目として位置付けられていた点です。

審査の結果、「日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合している」と認定されて、＜優れた点＞の 1 つとして、「第三者で構成される外部評価委員会の設置、併設の短期大学部との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。」との判定を得ました。令和 2(2020)年度に新設された八戸学院大学外部評価委員会は、市政、教育、産業、医療分野等から選出された委員から構成されており、令和 3(2021)年度より本格的に運用され、自己点検評価を評定して頂く体制が確立されてきています。

本評価書は、令和 6 年度からの第 4 期の認証評価システムの基準に基づき、本学の使命・目的に則り教育・研究・社会貢献の活動に法人と全教職員が日々取り組んできた成果がまとめられています。本評価書をまとめた自己点検評価委員会と各委員会をはじめ全教職員の皆さまに改めて深謝いたします。

本学に期待されている安心・安全で持続発展可能な地域社会の構築に貢献できる人財育成と地元定着に向けて、IR 事業の更なる充実をともなった内部質保証における学修成果の可視化と新時代の国際教育の更なる進化に向けた取り組みが求められています。今後も全教職員と共に「計画・実行・評価・改善」である PDCA サイクルを効果的に運用し、地域の新たな発展に寄与できる大学への成熟を「共学・共創」により目指します。

八戸学院大学 学長 小林 眞

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的	9
基準 2 内部質保証	13
基準 3 学生	19
基準 4 教育課程	41
基準 5 教員・職員	55
基準 6 経営・管理と財務	61
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A 地域貢献	71
V. 特記事項	79
VI. エビデンス集一覧	81

I . 建学の精神・大学の基本理念、 使命・目的、大学の個性・特色等

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 八戸学院大学の建学の精神と教育理念

「神を敬し、人を愛する」

八戸学院大学は、カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することを建学の精神とする。

図1 八戸学院大学「建学の精神」

八戸学院大学（以下、本学）の設置母体である学校法人光星学院（以下、法人）は、昭和 34(1959)年 3 月、洗礼名ヨゼフ中村由太郎(初代理事長)によって創設された。中村由太郎は自らの苦学の体験とキリスト教信者としての愛と奉仕の精神を基に、「若人に教育を与え、人格の陶冶を図り、地域社会の発展に寄与する人材を育成せん」として、「神を敬し、人を愛する」を建学の精神に掲げた。

中村由太郎は教育に対する並々ならぬ思いを抱いていたが、その思いは昭和 31(1956)年 4 月に開校した光星学院高等学校（現校名：八戸学院光星高等学校）の設立趣意書で「進学の希望が満たされない多くの少年達を放置している事態は、地方教育界の未曾有の大事である。純真鋭刺たる多くの若人達の栄えある前途にこそ偉材が潜みいることを思い、進学の道を平にして彼等に光明を与え、秘めたる天分を見出し、その天分を遺憾なく発揮させ、真に人類社会の進歩発展に寄与せしめんとするものである」と述べられている。

また、中村由太郎は、昭和 46(1971)年 7 月、法人の理想とする「立体的総合学園」構想を打ち出した。「幼稚園－中学校－高等学校－短期大学－4 年制大学－大学院と正規の学校から、社会人を対象とする成人教育を含む生涯教育の場を完成し、この全学を一つの指導原理によって貫き、真に時代が要請する有用人材を育成しよう」と述べて法人の将来の展望を明らかにするとともに、「前途尚遼遠を思わせるものがあるが、急がずあせらず、着実に実行をして完成を期する」と強い決意を表明した。

このような建学の精神、理念を踏まえ、法人の理想実現に向けて、昭和 56(1981)年 4 月、八戸大学（現校名：八戸学院大学）が開学した。建学の精神は「カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」ことであり、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現されている。また、教育理念として「教育基本法及び学校教育法に基づき、カトリック精神に則り、広く豊かな教養をもち、正しい道德観と高い知性を有する青年の育成に努め、21 世紀の要求している人間の育成、特に地方の時代の到来にこたえ、地方文化や地域経済に密着した教育をする」ことを掲げ、開学以来今日に至るまで受け継がれている。

さらに、近年急激な少子化が進行する中、本学の一層の充実・発展を期するためには、改めて建学の精神、理念に立ち返り、理想実現に向けて法人が一体となって地域と連携を強化する必要があると判断し、法人内すべての学校名に「八戸学院」を冠して統一性を図るとともにロゴマークを作成した。それにとともに、平成 25(2013)年 4 月に校名を「八戸大学」から「八戸学院大学」へと変更した。

八戸学院大学のロゴマークは図2のとおりである。



図2 八戸学院大学ロゴマーク

ロゴマークは、「八戸を愛する心」と「無限の可能性」を象徴しており、郷土の「南部菱刺（ひしざし）」をモチーフにして「連続性」をデザインしたものである。また、このロゴマークは、八戸の「8」を表現するだけでなく、「八戸学院グループ」が時代を超えて連続として受け継いでいく「未来への展望」をシンボライズしたものである。

なお、シンボルカラーは、内に秘めた情熱を持ちながら、冷静、沈着な思考力と行動力に富む人材の育成をイメージして、日本固有の伝統色である臙脂色（えんじいろ）とした。

2. 八戸学院大学の使命・目的

本学は建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第1条第1項に、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道德観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」ことを使命・目的として定めている。

平成27(2015)年3月末に、系列の八戸学院短期大学（現校名：八戸学院大学短期大学部）に設置していた看護学科について、4年制大学に改組すべく文部科学省に申請し、同年8月末に設置認可を受けた。併せて、従前の人間健康学部看護学科を増設したことから、学部名称を見直し、「健康医療学部」に変更した。さらに、平成30(2018)年4月にはビジネス学部ビジネス学科を改組（募集停止）し、「地域経営学部地域経営学科」を開設した。令和5(2023)年4月に別科助産専攻を開設し、令和5(2023)年度は、地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科・看護学科、別科助産専攻の2学部3学科1別科体制となり、「学則」第1条第2項から第4項に各学科の教育目的を、八戸学院大学別科助産専攻規程第2条に別科の教育目的を次のとおり定めた。

- ・地域経営学部地域経営学科（第2項）

経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する。

- ・健康医療学部人間健康学科（第3項）

こころとからだの健康と医療についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、地域住民の健康増進と地域の保健医療の向上に貢献できる人材を育成する。

- ・健康医療学部看護学科（第4項）

日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や豊かな感性と人間性を備え、地

域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材を育成する。

- ・別科助産専攻

学部等の段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得の上に立って、助産に関する専門的な知識と技術の教授・研究を通して、母子保健の発展と向上に寄与することのできる助産師を育成する。

3. 八戸学院大学の個性・特色

本学は、昭和 56(1981)年 4 月、11 教育機関を設置する法人を母体に、北東北地域唯一の「商学部商学科」の単科大学として開学した。

以来、有為な人材の育成をととして地域の経済・社会・文化の発展に寄与することに努めるとともに、一貫して地域に立脚した大学として、教育、研究、そして社会貢献を行ってきた。しかし、国際化、情報化が急速に進んでいる現代のビジネス社会において、即戦力となる人材を育成するためには、社会科学である商学に経営学の実践的内容を積極的に取り込み、融合させた教育組織を新たに構築する必要があったことから、平成 16(2004)年 4 月に学部名称を商学部から「ビジネス学部」へと変更した。

また、近年の急速な高齢化、少子化によって、保健医療・福祉に対する国民や地域社会のニーズは増大かつ多様化してきており、誰もが健康で生きがいをもって家庭や地域で安心して豊かな生活を送ることができる社会の構築が喫緊の課題になっている。青森県では、生活習慣病などによる死亡率の高さ、医師不足、高齢化率の急上昇など諸課題も多く、個々人のニーズに応じたウェル・ビーイング(well-being)に対する支援の重要性が高まってきている。こうした時代と地域の要求に応えるべく、平成 17(2005)年 4 月に「人間健康学部人間健康学科」を増設した。さらに、健康・医療・福祉等への注目の高まりを受けて、平成 28(2016)年 4 月に「看護学科」を増設するとともに、学部名称を人間健康学部から「健康医療学部」に改めた。

さらに、地元八戸市・青森県・岩手県北地域における企業や自治体をはじめとする各種事業体の“経営”に関する教育研究を強化・発展させるため、ビジネス学部ビジネス学科を改組し、平成 30(2018)年 4 月に「地域経営学部地域経営学科」として新たなスタートを切った。また、令和 5(2023)年 4 月には、助産師が偏在および不足している青森県において青森県南部地方三八上北地区で安定的に助産師を輩出するため、「別科助産専攻」を開設した。

本学は、経営母体である学校法人光星学院が創立 60 周年を迎えるに当たり、平成 29(2017)年 4 月に法人の将来像として掲げた「新立体的学園構想」に基づく「“教育の力”で地域・国際社会に貢献」に応えるべく改革に取り組んでおり、以下の特色ある教育・研究・社会貢献活動を展開している。

(1) 広く豊かな教養に基づく専門性と愛と奉仕に生きる良き社会人の育成

基礎学力の確立と人間性の涵養を図り、広く豊かな教養を身に付けた社会人を育成するため、全学共通のリベラルアーツを「導入教育」、「外国語を学ぶ領域」、「人としてのあり方を学ぶ領域」、「社会のあり方を学ぶ領域」、「自然と科学を学ぶ領域」の 5 領域に編成し

ている。また、地域経営学部地域経営学科（以下、地域経営学科）と健康医療学部人間健康学科（以下、人間健康学科）では、学生が自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立を図るために必要な能力や態度を培うことができるように「キャリアデザインⅠ～Ⅷ」を導入している。明確な専門性の形成を目的とする健康医療学部看護学科（以下、看護学科）では、看護師と保健師の国家資格の獲得へ向けて、カレッジ・アドバイザーによる進路支援面談とキャリア支援講座などを設定している。

（2）現代社会の多様なニーズに対応できる専門性と実践力を身につけた人材の育成

現代社会が求めるニーズを的確に捉え、それぞれの専門的分野において自己の社会的役割を認識し、地域社会の発展に寄与することができる人材を育成するため、職業イメージや資格・免許の取得を念頭においたコース・プログラム制などを導入している。

地域経営学科では領域制とし、「地域経営領域」と「情報・会計領域」を設けている。人間健康学科では、現代社会の健康ニーズに対応できる人材の育成を目指して、「スポーツ科学コース」と「健康科学コース」を設けている。看護学科では、看護師養成課程と保健師養成課程を設けている。別科助産専攻では、助産師養成1年課程を設けている。

これらコース・プログラム制などにに基づき、学生の主体的な学修を促し、専門知識と技術が体系的に修得できるように、順序性を明確にした科目配置を行っている。

さらに、専門知識・技術を修得し、学内外の活動に積極的に参加することを目的として、地域経営学科、人間健康学科では「八戸学院マイスター」という認定制度を設けている。地域経営学科では地域経営に関する専門分野（経営・地域経営・会計・金融・情報・法律・経済・社会学など）、人間健康学科では健康に関する専門分野（医学・体育・心理・看護・福祉・環境・栄養など）の知識・技術を優れた成績で修得し、かつ、人物が優れている学生をそれぞれ「地域経営マイスター」、「健康マイスター」として認定している。

（3）地域に根ざした実学型の教育・研究・社会貢献活動

本学の教育理念に基づき、地方文化や地域経済に密着した「地域を学びのキャンパス」とする教育を施すとともに、教育・研究・社会貢献活動が一体となったプログラムを展開している。

産官学の連携による実践的フィールドワークとして、地域経営学部では、「八戸都市圏交流プラザ『8base』を活用した国内外新規販路開拓・拡大プロジェクト」等に関わる教育・研究プログラムが挙げられる。これらの活動をとおして、学生に地域活性化のビジョンや方策について考える機会を提供している。

健康医療学部では、地域に根ざした代表的な教育・研究・社会貢献活動として、地域住民を対象とした公開講座と健康調査・研究が挙げられる。公開講座は、地域住民に対して健康に関する学習機会を提供し、健康意識の向上を図ることを目的として行っている。さらに、学生が中心となって行っている地域住民に対する健康調査・研究では、地域住民の健康増進、特に健康寿命の延伸に寄与することが期待されている。

このように地域社会と連携した実学型の教育・研究・社会貢献活動は、学生の実践力を高め、地域が抱える問題を解決する能力を培うとともに、本学の教育理念である地域社会の経済・文化の発展に寄与できる人材の輩出へ向けての基盤となっている。

(4) 国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成

本学は、グローバル化する社会の中で学生が国際的視野と理解力を十分に備え、新たな地域社会の創生に寄与できる有為な人材の育成に努めている。その柱の一つが国際交流である。本学では「アメリカ海外研修」、「タイ国海外研修」、「EF 海外語学研修」などの海外研修制度や語学研修制度を整備し、学生の語学力の向上に加えて異なる文化を持つ人々との共生を学ぶ環境を構築している。

また、令和元(2019)年度から中国文化および韓国文化を、令和 3(2021)年度からはタイ文化をリベラルアーツの選択科目である「海外事情」の講義として開講し、それぞれの国の文化や生活、基本的な会話表現などを学修できる内容で展開している。

Ⅱ．沿革と現況

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

八戸学院大学の主な沿革（略年表）

1980年 12月 6日	八戸大学校舎・管理棟（図書館含む）竣工
1981年 1月 16日	文部大臣より八戸大学商学部商学科設置認可
1981年 4月 1日	八戸大学開学（商学部商学科開設）
1981年 4月 1日	霞信三郎八戸大学学長（初代）就任
1981年 4月 17日	八戸大学第1回入学式挙行
1984年 6月 30日	光星学院総合体育館竣工
1985年 3月 20日	八戸大学第1回卒業式挙行
1985年 6月 1日	小山内時雄八戸大学学長（2代）就任
1986年 3月 7日	光星学院情報処理センター竣工
1987年 9月 30日	八戸大学校舎（新講義棟）竣工
1990年 4月 1日	佐藤光威八戸大学学長（3代）就任
1990年 9月 7日	八戸大学創立10周年記念式典挙行
1991年 6月 1日	八戸大学図書館ならびに研究室増築
1992年 3月 31日	八戸大学会館竣工
1996年 4月 1日	日置孝次郎八戸大学学長（4代）就任
1998年 4月 1日	八戸大学総合研究所設置
1999年 4月 10日	八戸大学・八戸短期大学新図書館竣工
2000年 11月 10日	八戸大学創立20周年記念式典挙行
2001年 4月 1日	八戸大学学友会館竣工
2002年 4月 1日	蛇口浩敬八戸大学学長（5代）就任
2002年 4月 1日	八戸大学総合研究所市内オフィス設置（八戸商工会館6階）
2004年 4月 1日	八戸大学商学部商学科をビジネス学部ビジネス学科に名称変更
2004年 11月 30日	文部科学大臣より八戸大学人間健康学部人間健康学科設置認可
2005年 4月 1日	人間健康学部人間健康学科開設
2008年 3月 31日	八戸大学・八戸短期大学総合実習館竣工
2008年 4月 1日	鈴木宏一八戸大学学長（6代）就任
2010年 10月 29日	八戸大学創立30周年記念式典挙行
2011年 4月 1日	中村覺八戸大学学長（7代）就任
2012年 4月 1日	大谷真樹八戸大学学長（8代）就任
2012年 8月 31日	八戸大学・八戸短期大学総合研究所市内オフィスを閉鎖
2013年 4月 1日	八戸大学の校名を八戸学院大学に名称変更
2014年 4月 1日	八戸学院大学・八戸学院短期大学総合研究所を八戸学院大学・八戸学院短期大学地域連携研究センターに改組、名称変更
2016年 4月 1日	人間健康学部看護学科を増設し、人間健康学部を健康医療学部名称変更
2017年 4月 1日	八戸学院大学・八戸学院短期大学図書館を八戸学院図書館に名称変更
2017年 4月 1日	八戸学院大学・八戸学院短期大学地域連携研究センターを八戸学院地域連携研究センターに名称変更
2018年 4月 1日	法官新一八戸学院大学学長（9代）就任
2018年 4月 1日	ビジネス学部ビジネス学科を改組し、地域経営学部地域経営学科を開設
2019年 4月 1日	水野眞佐夫八戸学院大学学長（10代）就任
2022年 10月 6日	大学創立40周年事業記念講演会実施
2023年 4月 1日	別科助産専攻開設
2025年 4月 1日	小林眞八戸学院大学学長（11代）就任
2025年 4月 1日	八戸学院大学むつ下北キャンパス開設

Ⅲ. 評価機構が定める基準に 基づく自己評価

基準 1 . 使命・目的

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

八戸学院大学（以下、本学）の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 85 条（学部）、学校教育法施行規則第 172 条の 2（教育研究活動等の情報の公表）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）に基づき、本学ホームページの「教育情報の公表」に建学の精神、教育理念とともに掲載し、学内外へ周知している。また、毎年度「学修の手引き」に掲載し、学生および教職員に配布し周知している。【資料 1-1-1、1-1-2】

受験生や保護者および一般の方々に対しては、「本学ホームページ」のほか、「入学者選抜試験要項」などに掲載し、周知を図っている。その他、オープンキャンパスや高校説明会では、具体的かつ簡潔な文章で周知しており、地域社会に対しては、企業や行政との連携協力などの機会を活用して周知を図っている。【資料 1-1-3】

②中期的な計画への反映

学校法人光星学院（以下、法人）では、理事長を議長とする会議体において、法人内各学校の使命・目的及び教育目的に基づいた中長期的な計画を策定しており、本学のこれまでの改組改編も当該計画に基づいて実施されてきた。

令和 2(2020)年度には、「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定が検討され、健康医療学部人間健康学科への大学院設置、同学部看護学科への助産師別科設置、美保野キャンパスの整備を含め、法人全体の検討課題として設定した 6 項目に関する審議が進捗した。その結果を踏まえ、令和 3(2021)年 3 月に理事会の承認を経て、大学院設置の前段階として人間健康学科の収容定員増の認可申請を行った。また、5 月に理事会の承認を経て、大学校舎の外壁塗装・屋上防水改修工事、トレーニングセンターの新設工事、学生駐車場の拡張工事等の美保野キャンパス整備事業を開始したほか、令和 5(2023)年度に別科助産専攻を開設した。【資料 1-1-4】

法人の中長期計画を検討する会議体は、令和 3(2021)年度に「法人運営協議会」として正式に運営組織図に位置づけられ、法人の「新立体的学園構想」について再検討を行った。その結果、4 つの柱は「1. 人間教育と学びの充実、2. 学院内の連携と特色の強化、3. 地域連携と社会貢献の推進、4. 新時代の国際教育の展開」に修正され、令和 4(2022)年度当初

のSD研修会において全教職員に周知された。【資料 1-1-5】

「法人運営協議会」は、令和 4(2022)年度に名称を「将来計画検討会議」に変えて法人内すべての学校の改組を含めた検討を行った。概略については、令和 4(2022)年度末の常任理事会において発表し、今後はその計画を推進する段階に入ることから、令和 5(2023)年度に「総合戦略推進室(令和 6(2024)年度から総合戦略室に名称変更)」と名称を変更した。なお、改組の計画については、令和 5(2023)年度当初のSD研修会において全教職員に概要が周知され、令和 5(2023)年 4 月の常任理事会にてスケジュールが提示された。

その後、本学および八戸学院大学短期大学部合同の改組等検討会議が開催され、改組案とスケジュールが令和 6(2024)年 3 月の理事会で承認された。本学では、令和 8(2026)年度から地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科の学部・学科名称変更、健康医療学部看護学科は看護学部看護学科に改組する予定である。【資料 1-1-6~1-1-8】

③三つのポリシーへの反映

本学における全学的な三つのポリシーは、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学学則」第 1 条に定める使命・目的及び教育目的を踏まえて策定されている。また、令和 2(2020)年度には、三つのポリシーを本学の教育に関する内部質保証の PDCA サイクルの起点として機能させるべく、学長を中心に検討を行い、見直しを行った。【資料 1-1-9、1-1-10】

なお、令和 5(2023)年 4 月に開設した別科の三つのポリシーについては、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学別科助産専攻規程」第 2 条に定める使命・目的及び教育目的を踏まえて策定されている。【資料 1-1-11】

④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、地域経営学部地域経営学科、健康医療学部人間健康学科・看護学科、別科助産専攻の 2 学部 3 学科 1 別科と、附置機関である八戸学院図書館、八戸学院地域連携研究センター（以下、地域連携研究センター）により構成されている。

両学部、別科とも学部、別科の特性を活かした教育理念・教育目的に基づき、それぞれの専門的分野において自己の社会的役割を認識し、地域社会の発展に寄与することができる人材の育成や地域経済・地方文化に密着した教育・研究、地域をキャンパスとした教育研究活動を行っている。【資料 1-1-12】

また、地域連携研究センターは「八戸学院地域連携研究センター規程」第 2 条に基づき、実践的な教育としてのフィールドワーク活動の中核となっている。【資料 1-1-13】

⑤変化への対応

本学は、昭和 56(1981)年 4 月に「商学部商学科」の単科大学として開学した。その後、国際化、情報化が急速に進んでいる現代のビジネス社会において即戦力となる人材を育成するため、社会科学である商学に経営学の実践的内容を積極的に取り込み、平成 16(2004)年 4 月に学部学科名称を「商学部商学科」から「ビジネス学部ビジネス学科」に変更した。

また、近年の急速な高齢化、少子化によって、保健医療・福祉に対する国民や地域社会のニーズは増大かつ多様化した。こうした時代と地域の要求に応えるべく、平成 17(2005)

年４月に「人間健康学部人間健康学科」を増設した。さらに、健康・医療・福祉等への注目の高まりを受けて、平成 28(2016)年４月に「看護学科」を増設するとともに、学部名称を「人間健康学部」から「健康医療学部」に改めた。

平成 30(2018)年４月には、地域における経営に関する教育研究を強化・発展させるため、「ビジネス学部ビジネス学科」を改組し、「地域経営学部地域経営学科」を設置した。令和 5(2023)年４月には、助産師が偏在および不足している青森県において青森県南部地方三八上北地区で安定的に助産師を輩出するため、「別科助産専攻」を開設した。

以上のとおり、本学は社会情勢などの変化に対応するため、学部学科名称の変更、学部学科別科の増設を行い、それに合わせて教育目的などの見直しを適宜行っている。【資料 1-1-14】

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特色ある取組みとして、本学は各学部、別科とも学部、別科の特性を活かした教育理念・教育目的に基づき、地域社会の発展に寄与することができる人材の育成、地方文化や地域経済に密着した「地域の学びをキャンパス」とする教育研究活動を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、教育・研究・社会貢献活動が一体となったプログラムを通して、地域に根ざした人材教育を担ってきたが、依然、県内への就職希望・内定者数(率)が低い水準で推移していることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生(卒業生)の地域定着ならびに地域から未来の担い手を育成する教育機関として認識されるよう、学生が地域に溶け込み交流を深める機会を増やすとともに、引き続き、社会情勢などの変化に対応した教育目的などの見直しを適宜行っていく。

基準 2. 内部質保証

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

八戸学院大学（以下、本学）では、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第 1 条に定める使命・目的を達成するために、内部質保証に関する全学的な方針として「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」を定めている。【資料 2-1-1】

本学の内部質保証のための組織体制は、図 2-1-1 のとおりである。

本学の内部質保証に責任を負う組織は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）とし、運営会議のもとに、教育研究活動および管理運営についての自己点検・評価を総括する組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会（以下、自己点検評価委員会）と、情報の収集・分析を通じて教育、研究、社会貢献、自己点検・評価等の支援を行う組織である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR(インスティテューショナル・リサーチ)推進室（以下、IR 推進室）を設置している。

【資料 2-1-2】

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 内部質保証システム体系図

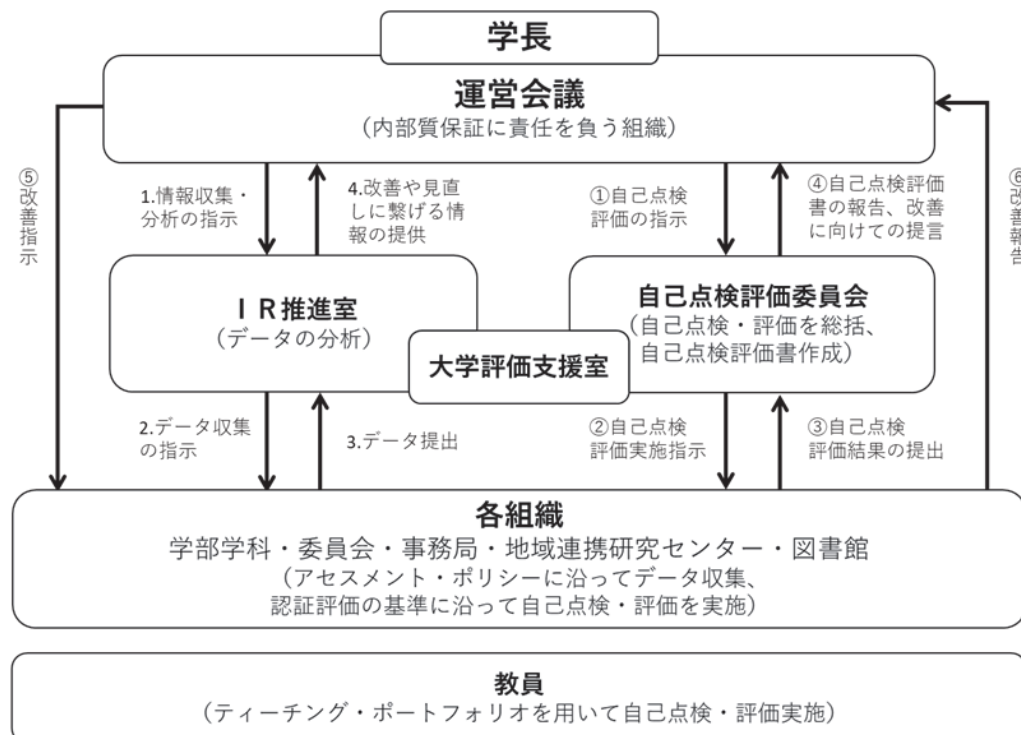


図 2-1-1 本学の内部質保証システム体系図

自己点検評価委員会は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程」に基づき、学長の責任のもと本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な点検・評価活動を行っている。また、自己点検評価委員会と同様に学長直轄の組織である IR 推進室は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程（以下、IR 推進室規程）」に基づき、教育、研究、社会貢献、自己点検・評価などに必要な情報収集・分析を行っている。【資料 2-1-3、2-1-4】

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では「学則」第 1 条に定められた目的を達成するため、「学則」第 2 条に「本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う」と定めている。【資料 2-2-1】

また、自主的・自律的な大学評価（自己点検評価・外部評価・相互評価・認証評価）を行うために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程（以下、評価規程）」を定めており、この「評価規程」に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となって自己点検・評価を実施している。【資料 2-2-2】

自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会から運営会議に提出され、「学則」第 2 条の 2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」に基づき、「八戸学院大学自己点検評価書（以下、自己点検評価書）」として発行している。「自己点検評価書」は、八戸学院大学教授会（以下、教授会）において全教職員に配付され、現状認識および取り組むべき課題について、学校法人光星学院（以下、法人）、教職員間での共有を図り、教育研究環境などの改善に活用されている。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学内外のさまざまな情報は、八戸学院大学教務委員会（以下、教務委員会）、八戸学院大学学生委員会（以下、学生委員会）、八戸学院大学入学試験運営委員会、八戸学院大学広報委員会、八戸学院大学就職支援委員会などの委員会活動や学科内の事業を通じて多方面で収集されている。IR 推進室はそれらの情報を整理・分析し、また独自の情報収集・分析を行うべく、「IR 推進室規程」に基づいて活動している。【資料 2-2-3】

令和 3(2021)年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、内部質保証に関する方針で各組織が収集するデータを明確にした。また、教員の毎年度の諸活動について自己点検・評価に用いる「ティーチング・ポートフォリオ」のフォーマットを策定し、各教員が記入した

内容は「WebClass」で学内共有し、教育の方法の参考にするなど、教育改善に活用する仕組みを整えている。【資料 2-2-4、2-2-5】

4 年間の学修支援、学生生活支援、キャリア支援の満足度を明らかにして改善につなげるために、「卒業時アンケート」を毎年度実施している。令和 6(2024)年度は Web アンケートに加えて学位記授与式会場での紙媒体によるアンケート配布を実施し、回収率は 87.5%（令和 5(2023)年度は 57.3%）に向上した。【資料 2-2-6】

学修成果の把握のために、令和 3(2021)年度からルーブリック評価を導入した。ルーブリック評価は、各学科でディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリック評価表を作成し、全学生を対象に実施している。評価は、学生による自己評価と教員による他者評価、加えて学生と教員が話し合うことで最終評価を定めた。評価結果は教育課程の検証として運営会議で報告され、各学科の教育活動の改善に活用している。さらに、令和 5(2023)年度からは、個々の学生が取得した資格等の内容とともに 4 年次のルーブリック評価をディプロマ・サプリメントに記載し、卒業生に発行している。【資料 2-2-7】

このように、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析が行われている。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望を把握し、その分析結果を教育活動や大学運営の改善・向上に反映させるため、次のような取り組みを実施している。

1. 学修支援

○授業アンケート

学生の授業への理解度や授業に対する改善点・要望などを把握・分析するため、「WebClass」を利用し、演習科目を除くすべての科目において授業アンケートを実施している。各教員は、「WebClass」を通して、自身の授業アンケートの評価を確認し、その評価に対するコメントを所定のフォームに入力し回答している。なお、これらのデータは、FD 報告書の一部としてまとめ、八戸学院図書館にて教職員や学生など、誰でも閲覧できる体制を整えているほか、「本学ホームページ」にて公表している。【資料 2-3-1、2-3-2】

また、アンケート内容は定期的に見直しており、回収率の向上ならびに授業改善のための具体的な施策に結び付けている。本学では、このようなフィードバック体制を築くことで学修支援の向上を図るとともに、FD 研修会などにより、学生の授業アンケートは一年

を通じて高い満足度を示す水準を維持している。

○学生との意見交換会

本学では、令和 3(2021)年度から、学生の授業への理解度や授業への改善点を図るため、授業アンケートのほか、各学科の教員と学生との間で意見交換を行う機会を設けている。各学科で出された意見は、各学科のカレッジ・アドバイザー会議と教務委員会で共有され、学修支援の向上に活かされている。令和 4(2022)年度から毎年度、教務委員会を中心に意見に対する回答を作成し、学生掲示板や「WebClass」を用いて、全学生へ周知している。

【資料 2-3-3】

2. 学生生活、学修環境など

○学生相談・特別支援室（心身に関する健康相談）

本学では、学生生活を送る中で生じる、学業、心身の健康、進路、対人関係などの問題で悩んでいる学生の相談の場として「学生相談・特別支援室」を設置しており、学内相談員およびカウンセラーに相談することができる体制を整えている。また、身体の不調や心配事に関しては学校医に相談することができる。【資料 2-3-4】

○学生生活に関する調査

学生委員会では、学生生活の実態と学生の意見・要望を明らかにするために「学生生活に関する調査」を毎年度、実施している。令和 6(2024)年度は、令和 6(2024)年 12 月 13 日から令和 7(2025)年 1 月 31 日の期間において実施し、回答数 217 件、回答率 22.9%であった。【資料 2-3-5】

また、学修環境に関する学生からの意見・要望については、「学生生活に関する調査」の設問において自由記述形式で回答を求め、把握に努めている。これまでの要望においては、「エアコンの設置」が多く、事業計画に盛り込み、平成 30(2018)年度には講義室(3 号館)、令和元(2019)年度および令和 2(2020)年度には図書館に空調設備を配置した。令和 3(2021)年度は、研究室・ゼミ室の学生指導環境改善のために、1 号館研究室ならびに 2 号館 1 階ゼミ室にエアコンを設置した。令和 4(2022)年度ならびに令和 5(2023)年度には、2 か年計画で、講義室(2 号館 2 階ならびに 3 階)のエアコンを設置した。

なお、平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度にかけてエアコンを設置したことにより、主要な講義室が整備されたことで令和 6(2024)年度ではエアコン設置の要望はほとんどなかった。

加えて、近年では「PC の設置」や「教室のマイク・プロジェクタの更新」などの実習室での共有パソコンや音響機器関連に関する要望が多くみられることから、令和 5(2023)年度は 520 教室に、令和 6(2024)年度には、811 教室～814 教室に液晶ディスプレイを設置し、学生の要望に応じている。さらに、令和 7(2025)年 3 月には、731 教室(実習室)のデスクトップ型パソコンを更新し、学内環境の向上に努めている。【資料 2-3-6】

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

自己点検・評価の質向上を目指す自主的・自律的な評価活動として、外部評価を行って

いる。外部評価は、「評価規程」第4条および「八戸学院大学外部評価委員会規程」に基づき、令和2(2020)年度に八戸学院大学外部評価委員会（以下、外部評価委員会）を設置し、第三者の立場から「自己点検・評価結果の客観性および妥当性」、「内部質保証の有効性」等に関する評価を行い、本学の教育・研究水準の向上および組織の活性化に資する提言を行っている。【資料2-3-7】

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは、以下の通りである。

まず、本学の各組織は、アセスメント・ポリシーに沿ってデータを収集しつつ、認証評価の基準に沿って自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価委員会に提出する。自己点検評価委員会は、それらを総括して「自己点検評価書」を作成し、運営会議に報告するとともに、改善に向けての提言を行う。一方、IR推進室は、各組織から集められたデータを分析し、その結果を運営会議に報告することで改善や見直しに繋げる情報を提供する。最終的に、運営会議は、自己点検評価委員会による提言および IR 推進室から提供された教学に関わる情報を受けて、本学の各組織に必要な措置を指示し、教育研究活動の改善を図る。【資料2-3-8～2-3-10】

本学では、内部質保証のため、学長の指示のもと、学科および各委員会において毎年度当初に事業計画書、年度末に事業報告書を作成し、教授会で情報共有している。なお、この事業計画書と事業報告書は、PDCA サイクルを意識した様式・内容となっており、内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。【資料2-3-11、2-3-12】

加えて、教育研究の改善・向上のため、学科長主導のもと、学科単位の三つのポリシーに基づく PDCA サイクルを確認するためのチェックシートを用いて、毎年度、確認を行っている。【資料2-3-13】

学長は、毎年度「自己点検評価書」などを踏まえた大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っている。また、事業計画については年度初めの教授会で説明され大学全体で情報共有を行い、これを起点に各学科の運営が行われている。このように、本学の PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能しているといえる。【資料2-3-14、2-3-15】

本学では、「自己点検評価書」を情報公開として「大学ホームページ」にも掲載し、学内外に広く公表するとともに、外部評価と相互評価を通して、学生や学外関係者の理解・指示が得られるよう努めている。【資料2-3-16、2-3-17】

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の特色ある取組みは、自主的・自律的な自己点検・評価の評価活動であり、第三者で構成される外部評価委員会による外部評価、ならびに法人内の八戸学院大学短期大学部（以下、短期大学部）との相互評価を行うことで、自己点検・評価の有効性を高める仕組みを確立している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、これまで学生や学外関係者からの意見・要望や自己点検・評価の結果を、教育研究(カリキュラム改編など)や大学運営の改善・向上に反映してきたが、実際にはどのような過程を経て、教育研究や大学運営の改善・向上にフィードバックしているのか分かりにくい状況にある。また、教育研究水準等の改善・向上および組織の活性化のため、外部評価を行っているが、外部評価委員会等から出された意見・要望について、各学科や各委員会に適切に伝わるような仕組み(システム)の整備が課題である。

学生の意見・要望を把握するために実施している「学生生活に関する調査」の回収率の低さが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、「評価規程」第 5 条に基づいて、法人内の短期大学部との間で相互評価を行い、自己点検・評価の結果を検証している。しかし、令和 5(2023)年度に大学および短期大学部ともに認証評価を受審したことから昨年度も未実施であったため、令和 7(2025)年度以降は実施するよう努める。

「学生生活に関する調査」の回収率向上のため、引き続き、学生への周知を徹底するとともに、教員に対して協力を要請する。

基準 3. 学生

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学（以下、本学）における全学的なアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第1条に定める使命・目的を踏まえて策定されている。

各学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を踏まえ、各学科が多様な学生を受け入れることができるよう、入学者に求める能力や高等学校で学ぶべき科目、また、それを評価する基準・判定方法などについて学科別に策定し、明示している。また、各学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、全学的な三つのポリシーの策定に基づき、適宜見直しを行っている。【資料 3-1-1】

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は、「本学ホームページ」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項（以下、入学者選抜試験要項）」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド（以下、入試ガイド）」、「学修の手引き」、に掲載するとともに、高校教員および入学志望者を対象とした入試説明会、進学説明会・相談会、教職員による高校訪問、オープンキャンパスなどさまざまな機会を活用し、大学内外への説明・周知を図っている。【資料 3-1-2～3-1-5】

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、各学科の学問領域に対し、強い学習意欲を持つ学生の確保を目的として、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を踏まえた種々の選抜方法を「入学者選抜試験要項」に定め、入学者選抜試験を実施している。【資料 3-1-6】

なお、入学者選抜試験の円滑な運営を図るため、「学則」第62条第2項に基づき、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学試験運営委員会（以下、入学試験運営委員会）」が組織され、入学者選抜試験の計画、実施運営にあたっている。【資料 3-1-7】

入学者選抜試験については、文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項について」の通知に基づき、入学試験運営委員会が過年度における各選抜試験への出願状況などを考慮し、実施時期や試験場、方法等を検討したうえで実施している。【資料 3-1-8、3-1-9】

本学で実施している入学者選抜試験は、表 3-1-1 のとおりである。

表 3-1-1 令和 7(2025)年度入学者選抜試験一覧

入学者選抜試験種別	地域経営学部 地域経営学科	健康医療学部 人間健康学科	健康医療学部 看護学科	別科助産専攻
学校推薦型選抜試験	○	○	○	－
社会的養護の施設等推薦型選抜	○	○	○	－
総合型選抜試験（A・B・C 日程）	○	○	○	－
総合型選抜試験（資格特待生選抜）	○	○	○	－
一般選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	○	－
大学入学共通テスト成績利用選抜試験（A・B・C 日程）	○	○	○	－
編入・転入学選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	－	－
編入・転入学選抜試験	－	－	○	－
学士選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	－	－
学士選抜試験	－	－	○	－
社会人選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	○	－
外国人留学生選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	○	－
外国人留学生編入・転入学選抜試験（Ⅰ期・Ⅱ期）	○	○	－	－
別科助産専攻選抜	－	－	－	○

令和 7(2025)年度入学者選抜試験では、令和 6(2024)年度と同様に、一般選抜試験および大学入学共通テスト成績利用選抜試験を除く選抜試験において、学力を検査する内容として小論文を必須とするとともに、一般選抜試験における学力試験を 3 科目必須としている。なお、令和 7(2025)年度から、社会的養護施設等に入所している者にも入学の機会を広めるために、「社会的養護の施設等推薦型選抜」を全学科に追加し、さらには、志願者の入学意思や目標を確認するため、すべての試験区分に対し志望理由書を提出書類に加えた。

令和 5(2023)年度より新設された別科助産専攻においては、看護師免許有資格者もしくは看護師国家試験資格取得（見込み）者に対して、筆記試験、小論文、面接試験を必須としている。【資料 3-1-10】

また、本学では、一般選抜試験および大学入学共通テスト成績利用選抜試験を除く選抜試験において、面接試験を課している。面接試験においては、面接試験を担当する教員が受験者の志望動機や意欲・適性について、各学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）で求める学生像に留意し、面接評価を行っている。入学試験運営委員会は、面接試験を担当する教員に対して、事前の試験実施説明会を開催し、「入学者選抜における判定方法」に留意して面接試験を行うよう依頼するとともに、試験終了後には報告会を開催し、面接担当者全員からの報告（面接評価表および面接シートの提出を含む）を義務付けている。このように、面接試験が厳正に行われ、アドミッション・ポリシー（入学者受

入れの方針)に沿った公正な試験運営となっているかを検証している。

学力検査を課す入学者選抜試験においては、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)に基づいた学力検査を基本としている。試験問題の作成については、入学試験運営委員会が教員の中から作題候補者を選出し、学長の責任のもと問題作成委員として委嘱し、問題作成を行っている。長年、任命された教員が全ての作業を担ってきたが、著作権上の問題をクリアすることが難しくなってきたこともあり、令和 3(2021)年度より素材の提供を外部の機関に依頼し、試験問題は担当の委員が作成している。試験問題の校正を行う際や正答の確認、最終チェック作業については、情報漏洩に十分注意するとともに、出題ミスが無いように作題者および入学試験運営委員による相互チェックを行っている。作成された試験問題については、文部科学省の通知(試験問題と解答は原則公表)に基づき、令和元(2019)年度から著作権処理(著作権者の許諾確認)が完了した試験問題と解答を、「本学ホームページ」上で公開している。

入学者の選考に関しては、大学設置基準第 2 条の 2 および「学則」第 2 条の 3、「学則」第 30 条 2 項、「学則」第 33 条、「学則」第 60 条 2 項、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程」に基づき、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会(以下、入学者選抜委員会)の委員長を議長とする入学者選抜委員会の審議結果(合否判定)について、教授会等に報告し、学長が決定している。【資料 3-1-11、3-1-12】

令和 7(2025)年度入学者選抜試験における新型コロナウイルス感染症対策を含むすべての感染症対策については、文部科学省に基づいて本学の方針を定め、リモート面接を実施することや入学志願者に対して追試験の受験を認めることなどを「本学ホームページ」に公開し、すべての選抜試験において入学志願者の不利益とならないように配慮した。【資料 3-1-13】

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 4(2022)年度入学者選抜試験から、健康医療学部人間健康学科(以下、人間健康学科)の入学定員を 80 人から 100 人に変更し、大学全体の入学定員は 260 人となった。令和 5(2023)年度より、八戸学院大学別科助産専攻を設置した。

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの各学科および大学全体の入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数の推移は、【資料 3-1-14】のとおりである。

令和 7(2025)年度における入学定員充足率は、地域経営学部地域経営学科(以下、地域経営学科)は 91%、人間健康学科は 111%、健康医療学部看護学科(以下、看護学科)は 55%、助産別科は 100%であった。また、大学全体における令和 7(2025)年度の入学定員充足率は 95%となり、収容定員充足率に関しても 89%となった。【資料 3-1-14】

本学では、適切な学生の受入れ数を維持・確保するための活動(取り組み)として、オープンキャンパスを実施している。令和 5(2023)年度は年間 3 回(7 月、9 月、3 月)、令和 6(2024)年度は年間 4 回(5 月、7 月、9 月、3 月)開催し、総来場者数は 538 人(令和 5 年度)から 583 人(令和 6 年度)へと増加した。

加えて、本学は令和 6(2024)年 2 月に、青森県立三沢高等学校ならびに青森県立八戸西高等学校と新たに高大連携協定を締結し、高大連携授業を八戸西高等学校で 12 回、三沢

高等学校で5回実施し、様々な分野での交流を図りながら広報活動を展開した。その結果、前年度と比較し八戸西高等学校から11人、三沢高等学校から1人、計12人の入学者数が増加した。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の教員により構成される教学部門には、学長の下、八戸学院大学教授会（以下、教授会）、各種委員会、各種プロジェクトチームを設置している。また、令和6(2024)年4月から、職員が担当する教学部門を組織再編し、新たな「教学部」の下に、「教務課」、「学生課」、「就職課」を設置している。【資料3-2-1、3-2-2】

本学では、全教員がカレッジ・アドバイザーとして学生の学修支援とキャリア支援を行っている。学生に寄り添ったきめ細かな指導を展開し、学生が気軽にカレッジ・アドバイザーなどに相談することができる環境を整えている。【資料3-2-3】

学修支援については、各セメスターの開始時に教務委員会と教務課によるオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、入学時に配布する「学修の手引き」と年度初めに配布する各種資料を活用し、履修登録、資格取得、各種実習、海外研修に係わる説明を行っている。新入生に対しては、「八戸学院大学履修規程」に基づき、教務に係わるオリエンテーションに加え、カレッジ・アドバイザーによる個別の履修指導も行っている。【資料3-2-4、3-2-5】

履修登録の際には、カレッジ・アドバイザーが「履修登録確認票」を確認し、履修指導の徹底を図っている。特に、編入生、転入学生、復籍および復学した者に対しては、卒業に必要な履修科目、単位数、その他資格に必要な履修科目が不足する可能性があることから、指導を徹底している。

また、学生が卒業や資格取得などに必要な履修科目、単位数、科目の順序性を示した「ナンバリング表」を授業支援システム「WebClass」からダウンロードし、確認できるようにしている。【資料3-2-6】

学生の出席状況、休学者および留年者への対応などの把握については、毎月開催される学科ごとのカレッジ・アドバイザー会議などにおいて、情報共有を図っている。

以上のように、教職協働による全学的な学修支援体制を整備している。

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

○ワークスタディ制度

本学では、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程」に基づき、学生アルバイトとして教育研究活動に係わる補助的な業務が行われている。令和6(2024)

年度については、講義補助として 11 人、事務的補助として 16 人が従事した。学修支援に関わる講義補助では、主にノートテイク業務と遠隔授業のための設定や操作を行った。

【資料 3-2-7、3-2-8】

○オフィス・アワー制度

本学では、授業以外で教員と学生とのコミュニケーションを図る場として、オフィス・アワー制度を導入している。全教員が週 1 回以上、曜日と時間帯を指定して研究室に在室し、訪れる学生の授業や就職など各種相談を受ける体制を整えている。また、学生の利便性を図るため、本学および八戸学院大学短期大学部（以下、短期大学部）に所属する全教員のオフィス・アワーの一覧を学生掲示板に掲示している。【資料 3-2-9】

○学生相談・特別支援室による学修支援

本学では「学生相談・特別支援室」を設置し、身体障害者、精神障害者（発達障害含む）、その他の機能障害のため、継続的に修学や学生生活などに制限を受ける状態にある学生が、障害のない学生と平等に活動できるように支援を行っている。また、「本学ホームページ」に学生相談・特別支援室の案内を掲載し、修学に関する合理的配慮を希望する入学希望者・予定者からの相談も受け付けており、授業開始時からの支援が可能となっている。

特別な配慮が必要な学生または保護者より申請があり、かつ本学が必要性を認めた場合には「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程」に基づき教務課・学生課と連携し、随時対応できるよう努めている。

令和 6(2024)年度は、特別な配慮が必要な学生 5 人に対して、ノートテイクの配置・「WebClass」を使用した資料配布および提出の配慮・補聴援助システムの活用、オンラインによる講義の配信および聞き取りやすく、集中できる座席の工夫などの配慮を行った。

【資料 3-2-10、3-2-11】

○学生状況の把握と対応

各学科では、毎月学科会議やカレッジ・アドバイザー会議などを開催し、履修状況ならびに出席状況など教育上必要な情報の共有を行い、学生の状況把握をしている。

また、教職員間では学務情報システムの「Web 学生カルテ」の情報を共有し、学生指導に活用している。問題のある学生については、カレッジ・アドバイザーが当該学生と面談を行い、問題解決に向けた指導により、退学、休学および留年防止に努めている。【資料 3-2-12】

令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までの 3 年間における、学科ごとの退学・除籍の件数と内訳は、表 3-2-1 のとおりである。また、学科ごとの休学理由の件数と内訳は、表 3-2-2 のとおりである。【資料 3-2-13】

表 3-2-1 退学・除籍理由の件数と内訳（退学率）

学 科	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域経営学科	-a 学業不振（4 年次生）	0	0	0
	-b 学業不振（3 年次以下）	0	0	1
	部活動退部のため	1	1	0
	環境不適合	1	0	0
	経済的事情	0	3	7
	他の教育機関へ進路変更	1	1	1
	就職等の理由	2	0	5
	その他	2	2	10
	合 計	7 (2.1%)	10(2.9%)	24(7.0%)
人間健康学科	-a 学業不振（4 年次生）	0	0	0
	-b 学業不振（3 年次以下）	0	0	0
	部活動退部のため	1	0	0
	環境不適合	0	0	0
	経済的事情	3	3	3
	他の教育機関へ進路変更	0	0	3
	就職等の理由	1	0	3
	その他	2	8	5
	合 計	7 (1.7%)	11(2.7%)	14(3.5%)
看護学科	① -a 学業不振（4 年次生）	0	0	0
	① -b 学業不振（3 年次以下）	0	0	1
	② 部活動退部のため	0	0	0
	③ 環境不適合	2	0	0
	④ 経済的事情	0	1	0
	⑤ 他の教育機関へ進路変更	0	1	1
	⑥ 就職等の理由	0	0	0
	⑦ その他	0	3	0
	合 計	2 (0.8%)	5(2.0%)	2(0.9%)

表 3-2-2 休学理由の件数と内訳（休学率）

学 科	項 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
地域経営学科	進路再考のため	1	0	1	3	1	1
	経済的理由	0	0	0	0	0	0
	一身上・家庭の事情	1	2	2	1	4	5
	留学のため	0	0	1	1	0	0
	その他	0	0	0	0	1	0
	合 計	2(0.6%)	2(0.6%)	4(1.1%)	5(1.4%)	6(1.7%)	6(1.7%)
人間健康学科	進路再考のため	1	1	1	1	3	3
	経済的理由	0	0	1	4	1	0
	一身上・家庭の事情	1	3	0	0	5	4
	留学のため	1	3	1	0	0	0
	その他	0	0	2	2	1	1
	合 計	3(0.3%)	7(0.7%)	5(1.2%)	7(1.7%)	10(2.5%)	8(2.0%)
看護学科	進路再考のため	0	1	0	1	0	2
	経済的理由	0	0	0	0	0	0
	一身上・家庭の事情	1	3	3	2	2	1
	留学のため	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	0	0	0	0
	合 計	3(0.8%)	4(1.5%)	3(1.2%)	3(1.2%)	2(0.9%)	3(1.3%)

○留学生に対する学修支援

本学では、令和元(2019)年度から、留学生の日本語能力の向上を目的に「留学生学修支援プロジェクト」を実施している。日本語を総合的かつ継続的に学べるように、時間割を作成するなどして学習機会を確保している。【資料 3-2-14】

○国際交流支援

本学では、①「アメリカ海外研修」、②「タイ海外研修」、③「EF 海外語学研修」の3つの海外研修制度を設けている。これらの海外研修は、学校法人光星学院（以下、法人）独自の「外国留学等補助金」の対象となっている。加えて、参加によって「海外事情」の単位が付与される。令和 6(2024)年度は、申込者がいなかったか最少催行人数を下回ったために、いずれの海外研修も実施しなかった。【資料 3-2-15】

各海外研修の概要は次のとおりである。

①「アメリカ海外研修」

夏季休暇期間中の約 10 日間、ワシントン州シアトル市にあるカプラン語学研修センターで英語の語学研修を行うとともに、現地の学生・留学生との交流やホームステイを行う海外研修制度である。【資料 3-2-16】

②「タイ海外研修」

秋学期末の約 10 日間、タイ北部のチェンマイ市にある語学学校でタイ語の語学研修を行うとともに、博物館や寺院等を見学してタイの歴史や文化を学ぶほか、本学地域経営学部と学術交流に関する覚書を締結しているメジョー大学総合管理学部にて現地の学生との交流も行う海外研修制度である。【資料 3-2-17】

③「EF 海外語学研修制度」

平成 28(2016)年に法人が留学サービス提供企業であるイー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社（以下、EF）と締結した海外留学連携協力協定に基づき、学生が EF の提供する語学留学プログラムの中から、自由に研修先や期間等を選んで参加する海外研修制度である。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

<地域経営学科・人間健康学科>

○キャリアデザインⅠ～Ⅵ

1 年生を対象に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を両学科合同で開講している。1 年次ではキ

キャリアやキャリア形成についての理解を図り、大学４年間における学びとキャリアについての認識を深め、働くことや社会との関わりについての理解を図り、自己理解を促すことによって、学びに対する動機づけを行っている。また、「人間関係形成・社会形成能力」の観点から、対人関係スキルを身に着けるべく演習を取り入れながら授業を行っている。

２年生を対象に「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」を開講している。２年次では、働くこと及び生きること、学ぶことへの理解を深め、社会理解・職業理解、自己理解を図ることによって、キャリア形成を支援するとともに、対人関係スキルを身に着けるべく授業を行っている。自己理解を図り対人関係スキルを高める観点から、ディスカッションを取り入れている。

３年生を対象に「キャリアデザインⅤ・Ⅵ」を学科ごとに開講している。両学科とも社会的・職業的に自立するために、社会理解や自己理解を図り、将来のキャリアを展望して、円滑に社会へ移行して行くことができるように、キャリア形成・キャリア発達支援を行っている。外部企業や自治体と連携し、就職活動に向けた自己分析や企業研究、企業研究セミナーを実施している。また、エントリーシートの練習を行い、教員が添削し書き方について指導している。

学生のキャリア発達を促していくために「キャリアデザインⅠ～Ⅵ」において、「振り返りシート」および各学期の最後の授業で作成する「まとめキャリアシート」を「WebClass」の「キャリアデザイン」の授業ページで回答して蓄積し、教員と学生が（学生は本人のものだけ）閲覧することができるようにしている。【資料 3-3-1】

○インターンシップ

地域経営学科・人間健康学科の３年生を対象に、就業体験を通じて「主体的に職業選択に関する能力を身につけさせ、高い職業意識を育成すること」、また、「自己発見や将来設計の機会とすること」などを目的として、「インターンシップ」(選択科目)を開講している。

【資料 3-3-2】

＜看護学科＞

看護学科では、豊かな人間性と高い倫理観、主体的な判断力と行動力、科学的な根拠に基づく看護ケア、他職種との連携・協働力、主体的研究能力などの基礎的汎用的能力を育成するために、教育課程全体をとおしてキャリア教育に取り組んでいる。

○臨地実習

看護学科では１年生から４年生までのカリキュラムにおいて臨地実習を取り入れている。この臨地実習は、看護実践場面における科学的根拠に基づく実践教育であると同時にキャリア教育の役割を果たしている。

看護師・保健師としてのものの見方や考え方、基本的な看護技術、看護倫理、多様な場での看護実践と研究方法を学修する専門科目の４領域(看護の基本・看護の展開・看護の統合・公衆衛生看護)は、看護師・保健師に必要な専門的知識・技術・態度を修得しキャリアを開発していくための基盤となる科目である。４領域すべてに位置づけられている「臨地実習」は、看護実践場面における科学的根拠に基づく実践教育であると同時に、ロール

モデルとの出会いや関わりによって「自分が目指す看護師・保健師」を再考する実践教育でもある。【資料 3-3-3】

②キャリア支援体制の整備

1. キャリア支援の組織と体制

本学では、八戸学院大学就職支援委員会、カレッジ・アドバイザーおよび就職課が連携を図りながら、学生へのキャリア支援（就職相談、進路相談・助言）を行っている。【資料 3-3-4】

主な支援内容として、就職課では、就職説明会、学内企業説明会等を実施しており、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策のための指導なども行っている。この他、近年は、WEB での企業説明会やオンライン面接が増えたため、希望する学生には機材や教室の貸し出しを行うとともに、オンライン面接対策の個別指導やオンラインによる企業説明会も実施している。

また、学生が企業情報や就職に関する資料の閲覧、パソコンを活用した就職情報検索などができるように体制を整えており、求人情報や会社説明会などに関する情報は、随時、キャリアタス UC から閲覧することができるよう整備している。【資料 3-3-5】

なお、本学が令和 6(2024)年度に実施したキャリア教育（教育課程外）は、以下のとおりである。【資料 3-3-6】

○教員採用試験対策講座

外部講師による教員採用試験対策講座（全 10 回）を開講した。

○公務員試験対策講座

外部講師による公務員試験対策講座（全 10 回）を開講した。

○社会福祉士国家試験対策講座

外部講師による社会福祉士国家試験対策講座（全 2 回）を開講した。

2. 就職支援事業

就職活動に臨むための意識を高め、具体的なキャリアプランを描くため、下記の事業を実施している。

<地域経営学科・人間健康学科>

地域経営学科・人間健康学科における令和 6(2024)年度の就職支援事業は、以下のとおりである。

○キャリアタス UC による情報提供

これまでの情報提供体制を見直し、学生がより使いやすく、欲しい情報が手に入るように、キャリアタス UC を導入し、求人の公開および就職情報の提供を行った。キャリアデザインの授業を活用して学生たちに使い方を説明した。【資料 3-3-7】

○企業研究セミナー

令和 6(2024)年度は、青森県主催で 3 年生対象の「あおり企業研究セミナー」を両学科でそれぞれキャリアデザインの授業内で実施した。地域経営学科は 5 社、人間健康学科は 4 社が参加した。【資料 3-3-8】

＜看護学科＞

看護学科における令和 6(2024)年度の就職支援事業は、以下のとおりである。

○論作文対策講座

就職試験対策として、2、3、4 年生の希望者を対象に論作文対策講座（全 3 回）を実施した。参加学生は、4 年生 5 人、3 年生 13 人、2 年生 1 人であった。【資料 3-3-9】

○キャリア支援講座

3 年生対象のキャリア支援講座として「就職スタートアップ講座」、「就職先病院選定対策講座」、「自己分析マスター講座」を外部講師により実施した。参加学生は、それぞれ 57 人、57 人、50 人であった。【資料 3-3-10】

○卒業生講話・マナー講座

看護職としてのキャリアおよび学習への取り組みについて学ぶため、3 年生を対象に本学卒業生による卒業生講話(卒業生 3 人)、外部講師(看護管理者)によるマナー講座を実施した。参加学生は、60 人であった。【資料 3-3-11】

○進路支援面談

学生が個々の希望する進路に向かって主体的に活動できるように、全学年対象に年 2 回、「進路支援面談シート」を用いてゼミナール担当教員又はカレッジ・アドバイザーと面談し、進路について相談できる機会を設けている。【資料 3-3-12】

○看護学科就職説明会

3 年生を対象に、県内外から 24 施設の参加を得て実施した。参加学生は、3 年生 60 人、2 年生 4 人、1 年生 1 人であった。【資料 3-3-13】

3. 就職・進路状況

学生の就職・進路先の状況は、「内定調査票」および学生に提出を求めている「就職活動報告書」と「最終進路届」により把握している。令和 6(2024)年度の就職内定率は、地域経営学科が 97.3%、人間健康学科と看護学科が 100%であった。【資料 3-3-14】

また、県内進路内定状況は、表 3-3-1 のとおりである。

表 3-3-1 令和 6 (2024) 年度県内内定状況 (単位: 人)

	卒業者数	就職希望者数	就職内定者数	県内内定者数	進学者数
地域経営学科	80	75	73	23	0
人間健康学科	88	78	78	30	3
看護学科	61	58	58	22	0

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

①学生生活の安定のための支援

1. 学生生活支援の組織と体制

本学の学生が学業と課外活動に専念し、安全かつ安定した学生生活を送ることができるようにするための組織として、八戸学院大学学生委員会 (以下、学生委員会) を設置している。

学生委員会では、学生課とともに、学生に対し、入学から卒業まで一貫した学生支援を行うことを目的とし、以下の項目について審議し、実践している。【資料 3-4-1】

- (1) 学生相談および生活指導に関すること
- (2) 学生の福利厚生および健康管理に関すること
- (3) 学生の課外活動に関すること
- (4) 学生の賞罰に関すること
- (5) 日本学生支援機構奨学生に関すること
- (6) その他学生に関すること

本学では、教職員間で学生の情報を共有する目的で、学務情報システムの「Web 学生カルテ」を活用している。「Web 学生カルテ」には「学生相談」履歴があり、教職員が学生との面談結果等を書き込むことができる。【資料 3-4-2】

「学生相談」履歴によって情報共有が促進される反面、「Web 学生カルテ」には多くの個人情報が含まれていることから、学生のプライバシー保護に関しても、十分に配慮している。【資料 3-4-3】

2. 学生生活支援の状況

(1) 心とからだの健康の支援

○新入生交流会

本学では、新入生と教員、先輩学生との交流を図る目的で、毎年度 4 月上旬に新入生交流会を実施していたが、令和 2(2020)年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送っている。

○健康管理

学生を対象として、毎年度4月のオリエンテーション時に定期健康診断を行っている。また、健康診断については健康医療学部教員の校医として委嘱し、実施している。校医による健康相談は、保健室で直接申し込むか、Eメールにより学生からの予約を随時受け付けている。学生は平日の一定の時間帯（8:30～17:30）に保健室を利用することが可能であり、養護教諭の経験を有する職員が常駐している。【資料 3-4-4】

○学生相談・特別支援室

学生生活全般の相談については、カレッジ・アドバイザーと学生課職員が随時受け付けている。その上で専門的見地から相談を要する学生に対応するため、大学および短期大学部合同で心理学・医療・福祉専門職者で構成する学生相談・特別支援室を設置している。

【資料 3-4-5】

学生相談・特別支援室規程は、学修の手引きに掲載されている。学生および教員にはリーフレットを配布するなど広く周知を図り、困りごとを抱えた学生に迅速に対応できるよう配慮している。メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、学生が学生相談・特別支援室の相談員を指名し、相談を受け付ける体制を整備するとともに、学内に非常勤のカウンセラーを配置し、定期的にカウンセラーの支援が受けられる体制を整備している。また、毎月カウンセラー便りを発行し、来校日について学生に周知をしており、迅速かつ適切に学生のニーズに応えられるような相談支援体制の強化を図っている。【資料 3-4-6～3-4-8】

○ハラスメント防止

本法人には「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」があり、ハラスメントの防止を呼びかけるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合、適切に対応するための措置が定められている。ハラスメントに関する相談についても、前述の学生相談・特別支援室にて対応している。【資料 3-4-9、3-4-10】

○禁煙教育

学生への禁煙教育として、毎年度、春学期オリエンテーション時の「学生生活に関するガイダンス」において、喫煙による健康被害について説明を行っている。【資料 3-4-11】喫煙および副流煙による健康被害を防止する観点から、本学および短期大学部が立地するキャンパスにおいて、平成 29(2017)年4月以降、「全面禁煙化」に本格移行した。

学生委員会で罰則の運用などについても審議し、罰則を厳格化するのではなく、学生自身が喫煙の健康被害を理解するよう禁煙の啓発教育を行う方針を決定した。喫煙問題については、20歳未満の喫煙はもちろんのこと、20歳未満への勧誘も非違行為の一つとする規定を設けた。【資料 3-4-12】

○学生生活における安全の確保

近年、社会問題化している特殊詐欺のトラブルに学生が巻き込まれる事例が多く報道される現状に鑑み、「特殊詐欺」について、青森県八戸警察署に講師派遣を依頼し、令和 6(2024)年6月17日に「特殊詐欺について他」というテーマで講演を実施した。【資料 3-4-

13】

また、学生がソーシャルメディアを利用する際、トラブル等の被害者や加害者にならないようにすることを目的とし、「ソーシャルメディアガイドライン」を策定し、令和 2(2020)年度より運用している。【資料 3-4-14】

令和元(2019)年 5 月 20 日から、キャンパス内の日常的な安全確保のために、キャンパス内の巡回をパトロールカーで行っている。【資料 3-4-15】

(2) 交通安全支援

○車両による通学の許可要件

本学においては、自動車・バイクによる通学（以下、車両通学）を希望する学生は、許可を受け、登録手続きを完了し、車両通学が可能となる。また、車両通学の許可を受けるための基準として、「交通安全講習会」の受講を義務化し運用している。【資料 3-4-16】

○キャンパス巡回指導の実施

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在における車両登録数は、290 台であり、在学生の半数近くが車両通学をしている。登録外の駐車や、駐車場以外での駐車などの違反を防止するため、学生委員会が主体となり、春学期に 1 回、秋学期に 1 回計 2 回「キャンパス巡回指導」を実施している。

「キャンパス巡回指導」では、車両登録しているにも係わらず通学許可証を車両に提示していないものについては「注意」、未登録車両、駐車禁止区域に駐車している車両については「警告」の対象としている。また、「警告」を複数回受けた未登録車両については、車両ナンバーの写真を掲示し、登録することを促している。それでも登録しない場合は、車両のタイヤをロックし、対象学生に対して学生委員長が面談指導するなどの措置を講じている。令和 6(2024)年度の「キャンパス巡回指導」により、新たに登録を行った車両は、春学期 65 台、秋学期 49 台であった。【資料 3-4-17】

○交通安全講習会の実施

本学では、学生の交通安全への意識をより一層高めるため、「交通安全講習会」を春学期と秋学期のオリエンテーション時にそれぞれ 1 回ずつ実施し、車両通学の有無に関係なく受講を義務付けている。なお令和 7(2025)年度春学期オリエンテーションは、在学生は 4 月 2 日に新入生に対しては 4 月 3 日にそれぞれ学部・学科ごとに行い、交通安全に関する動画を視聴し、自動車通学を希望する学生に対しては、感想文（レポート）の提出を求めた。【資料 3-4-18】

(3) 課外活動支援

課外活動の主体は学生の自治組織である学友会であり、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、クラブ（体育会・文化会）16 団体、サークル（同好会・愛好会）10 団体が活動している。これらの団体のうち、12 団体を強化指定部として、3 団体を学長戦略指定部として認定している。【資料 3-4-19～3-4-22】

○学友会組織の役割と活動

学友会の執行委員会が中心となり、学生大会、バーベキュー大会、「はちがくフェス」(本学および短期大学部合同)、キャンパスクリスマス企画のイベントに加えて、クラブ・サークルの支援事業を行っている。

学友会が主催する「強化指定部壮行会(令和 6(2024)年 4 月 12 日開催)」では、学友会の執行委員、法人理事長、大学学長、スポーツ局局長の出席のもとで、強化指定部に該当している顧問、監督、部員が一堂に会し、認定賞の授与、代表者による誓いの言葉、学科斉唱を行い、強化指定部に対する激励や指導を行っている。

クラブ・サークル活動報告会(令和 6(2024)年 12 月 13 日開催)では、学友会の執行委員会およびクラブ・サークルの代表者、顧問、監督が一堂に会し、当該年度における顕著な活動成果を上げた団体、個人を表彰している。令和 6(2024)年度は、9 団体と個人で優秀な活動成果を上げた 11 人を表彰している。また、サークル活動では、地域に様々な貢献をした 3 団体も表彰している。【資料 3-4-23】

○学友会活動への支援

学友会の活動を支えるため、「八戸学院大学学友会会館」を整備し、学生委員会の教員、学生課の職員が必要に応じて指導や助言を行っている。

また、クラブ・サークル活動を支援するため、部室棟や体育館、野球場、サッカー・ラグビー人工芝グラウンド、トレーニングセンター、屋内練習場などを整備しており、必要に応じて一般教室も利用できるようにしている。【資料 3-4-24】

学友会活動の経済的資源は学友会費であり、そのほかに大学の教育研究費、外郭 3 団体(父母の会、後援会、同窓会)からの補助がある。【資料 3-4-25】

○部活動奨励金

部活動奨励金は、部活動の健全な発達を図り、その成果向上を促進するための制度であり、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部部活動奨励金規程」に基づき、運用されている。令和 6(2024)年度は 10 の競技団体に対し、合計 1,457,000 円が支給された。【資料 3-4-26、3-4-27】

(4) 経済的支援に関する事項

本学における学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の貸与型奨学金や給付型奨学金をはじめ、地方公共団体および民間団体等の奨学金のほか、本学独自の学費減免制度を設けている。

日本学生支援機構の奨学金受給においては、「八戸学院大学日本学生支援機構奨学生推薦選考規程」に定める標準取得単位に満たない学生や日本学生支援機構からの警告に該当する学生に対し、指導を行っている。また、卒業後の奨学金返還遅延が全国的な問題となっていることから、在学生への説明会や奨学金の新規貸与希望者(在学採用)との面談において、返還義務について繰り返し注意を促すとともに、適正な範囲で貸与を受けるよう指導している。【資料 3-4-28】

令和 2(2020)年度から高等教育の修学支援新制度(高等教育の無償化)が開始され、令

和 6(2024)年も継続して、その対象機関として認定されている。【資料 3-4-29】

本学独自の学費減免制度には、特待生奨学事業、修学援助事業、法人内進学生学納金等減免事業、教職員子女学納金減免事業、外国人留学生学納金等減免事業があり、学生から申請がなされたのち、学費等減免選考委員会（代議員会）の審議を経て、学長が決定している。【資料 3-4-30～3-4-33】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1. 校地・校舎

令和 7(2025)年度における本学の収容定員は、地域経営学部 320 人、健康医療学部 720 人であり、校地面積は大学設置基準面積 10,400 m²に対して 66,192 m²、校舎面積は大学設置基準面積 8,693 m²に対して 17,724 m²であることから、大学設置基準第 36 条で定める面積を十分満たしている。校地・校舎面積は、表 3-5-1 のとおりである。

表 3-5-1 校地・校舎面積

区 分	設置基準上の必要面積	面 積	備 考
校地面積	10,400 m ²	66,192 m ²	運動場用地 15,000 m ² を含む
校舎面積	8,693 m ²	17,724 m ²	体育館 2,578 m ² 、体育施設 299 m ² 、教職員宿舍 112 m ² を含まない

校舎等の施設は、管理棟（1 号館）、講義棟（2 号館）、講義棟（3 号館）、総合体育館（4 号館）、大学会館（5 号館）、図書館（6 号館）、実習棟（7 号館）、総合実習館（8 号館）となっている。介護福祉学科棟（9 号館）、トレーニングセンター（9 号館）は短期大学部との共用施設である。【資料 3-5-1】

校舎等施設の概要は、表 3-5-2 のとおりである。

表 3-5-2 校舎等施設の概要

区 分	棟 名	階数	用 途
管理施設	管理棟(1 号館)	1 F	教学事務室・法人管理事務室
		2 F	学長室(1 室)・地域経営学部長室(1 室)・地域経営学科長室(1 室)・地域経営学科研究室(21 室)・人間健康学科研究室(3 室)

教育研究施設	講義棟(2号館)	1F	国際交流ラウンジ・情報システム室・保健室・学生相談室・一般教室(1室)・ゼミ室(4室)・地域連携研究センター研究室(1室)	
		2F	一般教室(2室)・ゼミ室(6室)	
		3F	一般教室(3室)・ゼミ室(1室)	
	講義棟(3号館)	1F	実験室(2室)・実習室(1室)	
		2F	講義室(1室)・ゼミ室(4室)	
		3F	講義室(1室)・ゼミ室(4室)	
	大学会館(5号館)	1F	食堂・販売機コーナー	
		2F	講義室	会議室
		3F		ゼミ室(3室)
	図書館(6号館)	1F	事務室・書庫・ブラウジングコーナー・チャペル	
		2F	開架書架・閲覧席	
	実習棟(7号館)	1F	事務室(調達室)・サーバールーム・健康スポーツ科学研究所	
		2F	実習室(1室)・男子更衣室・地域経営学科研究室(1室)	
		3F	実習室(1室)・ゼミ室(1室)	
		4F	看護学科研究室(4室)・看護学科共同研究室(2室)・学習室(1室)	
	総合実習館(8号館)	1F	事務室・女子更衣室・教室(4室)	
		2F	健康医療学部長室(1室)・人間健康学科研究室(16室)・実習室(2室)	
		3F	教室(3室)・実習室(1室)・多目的室(2室)	
		4F	看護学科長室(1室)・看護学科研究室(16室)・実習室(2室)	
	講義棟(9号館)	1F	事務室(1室)・健康管理局	
体育施設	総合体育館(4号館)	1F	事務室・更衣室(男女)・シャワールーム(男女)・アリーナ・トレーニングルーム	
		2F	観覧席・ゼミ室(3室)・トレーニングラボ(低酸素室)	
	トレーニングセンター(9号館)		トレーニングセンター	

2. 体育施設・運動場

本学では、東北初の低酸素トレーニング装置を設置した総合体育館、天然芝を導入した硬式野球場、ロングパイル人工芝を使用した人工芝グラウンド(2面)、専用舗装材を使用した陸上助走路のほか、多目的野外運動場、室内練習場、弓道場、ボルダリングウォールを併設したトレーニングセンターを整備している。

これらの体育施設等は、本学および短期大学部の授業やクラブ・サークル活動、系列高校および幼稚園の運動会やイベント、地域の中学校および高等学校の練習や大会などに活用されている。

また、法人は、平成 28(2016)年 3 月 14 日に八戸市と「災害発生時の施設の使用に関する協定」を締結し、総合体育館が一時避難場所として指定されている。【資料 3-5-2】

3. 駐車場・駐輪場

本学では、473 台駐車可能な学生駐車場および 30 台駐輪可能な駐輪場を整備している。

【資料 3-5-3】

4. 実習施設

○体育館・人工芝グラウンド

体育館・人工芝グラウンドは、主に保健体育教員養成のための実技科目に使用されるほか、研究演習における実技、スポーツの科学、運動学における体力測定にも使用されている。また、実技科目実施のために必要なバドミントンのラケット、ソフトボール、バッド、グローブ、ベース、剣道の防具、バスケットボール、バレーボール、メディシンボールなどの備品を体育館倉庫に整備している。

○心理学実習室

心理学実習室は、講義棟（3 号館）1 階に 2 部屋設けられており、認定心理士養成のための実習科目である「心理学基礎実験」および「心理学実習」で活用している。心理学実習室には、ポリグラフ装置など各種実験機材を備えている。

○基礎医学実習室

基礎医学実習室は、総合実習館（8 号館）2 階に設けられており、人間健康学科学生が健康に関わる様々な要因を理解するために、身体組成の把握や環境中の物理的・化学的因子の測定、食品衛生実験などの実習を行っている。

○調理実習室

調理実習室は総合実習館（8 号館）2 階に設けられており、人間健康学科学生や他学科の学生の調理技術に関する演習や、学外からの各料理講習会などに有効活用している。

○看護実習室

在宅・高齢者看護実習室は総合実習館（8 号館）3 階に、基礎・成人看護実習室および母性・小児看護実習室は 4 階に設けられており、看護学科の「日常生活援助論」、「回復促進援助論」、「ヘルスアセスメント」および各専門科目の看護技術に関する演習、「災害看護活動論」や救命救急講習会、人間健康学科の「看護技術演習」、授業時間外での自主的な技術練習に活用している。基礎・成人看護実習室は、電子カルテやシミュレータなど最新の ICT を活用した設備を備えており、看護学科の演習科目や、臨地実習前の演習などにも有効活用している。

また、令和 7(2025)年 4 月に開学したむつ下北キャンパスにおいても 1 階に看護実習室が設けられており、看護技術に関する演習に活用している。【資料 3-5-4】

3. ICT 環境整備

情報処理関連の授業用として、実習棟（7号館）2階および3階の実習室にPCを各55台設置している。講義が行われていない時間帯は、申請により自主学習で利用することも可能である。このほか、レポート作成等で自由に利用できるPCを八戸学院図書館に14台設置している。また、キャンパス内において、教職員および学生のノートPC、タブレット、スマートフォン等を接続できるWi-Fi環境を整備している。【資料3-5-5】

本学では、全学的な情報システムとして「はちがくキャンパス Web」を運用している。このシステムは、教学システム「CampusPlan」と授業支援システム「WebClass」で構成され、教務・学生・学修支援に関する様々な機能を統合的に管理・運用している。また、全学的に「Google Workspace for Education」を導入し、メールによる連絡やWeb会議システムによるオンライン授業に活用している。

これらのICT環境に係る保守・運用は、所轄部署である情報システム室が教務課と連携を取りながら行っている。【資料3-5-6】

②図書館の有効活用

図書館は2階建て（1,647 m²）であり、教育研究上必要とされる図書のほか、国内外の定期刊行物や視聴覚資料を総計で約18万冊備え、学術情報の提供や他の図書館との連携に務めている。図書館事務室が図書館の職務を担い、司書の有資格者を2人配置している。開館時間は、月曜日から金曜日まで8時40分から19時の間である。

1階には雑誌、新刊書や文庫・新書を中心とした開架図書、新聞閲覧台や閲覧席のほか、ソファなどが設置されたブラウジングコーナー、視聴覚個人用ブース、OPAC検索コーナーを設けている。また、書庫や事務室のほか、礼拝堂（チャペル）が設けられている。2階は開架閲覧室となっているほか、個別学習室を3室設置している。館内で利用する貸出用ノートPCを合計14台用意しており、1階のカウンターで借りることができる。閲覧席数は、1階と2階を合わせて208席ある。

本学の建学の精神を体現する礼拝堂は、多目的スペースとして視聴覚機能を備えており、学生の自主的な学習の場としても利用されている。【資料3-5-7】

図書館の購入図書の選定に当たっては、教員や学生および事務職員からも「推薦図書」として随時リクエストを広く受け付けている。それを1ヶ月毎に取りまとめ、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部図書委員会（以下、図書委員会）（司書を含む）に諮って購入する手続きとなっている。そのほか「指定図書」として、教員が担当科目の教科書以外の必読書や参考文献を複数冊備え付けるようリクエストする制度があり、上記と同様の手続きで運用している。【資料3-5-8、資料3-5-9】

上記に関連し、図書委員会では、毎年度開示される図書館配当予算を勘案しつつ、教員の要望を調査、集約し、購読雑誌の見直しを行っている。

学生に対しては、1年次の基礎演習等において、利用案内と文献検索方法についての基礎的な説明を行い、開館中は館内で職員によるレファレンスサービスを常時提供している。

また、平成25(2013)年より、「八戸学院図書館規程」に従い廃棄処分となった本や重複している本の再利用と慈善団体への寄付を目的に「アナスタシス文庫」を設置している。このコーナーの本は自由に持ち帰ることを認め、趣旨に賛同した利用者から任意で寄付を

いただき、集まった寄付金を“国境なき医師団”へ寄付してきた。【資料 3-5-10】

研究支援として、本学で発行している紀要「八戸学院大学紀要」を国立情報学研究所（NII）の共用リポジトリサービスを通して公開している。また、平成 30(2018)年に国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の運用を開始し、研究支援を強化した。

③施設・設備の安全性・利便性

管理棟（1 号館）正面玄関や講義棟（2 号館）学生玄関など各建物出入り口にはスロープ、階段には手すりを設置して、バリアフリー化に努めている。総合実習館（8 号館）は、玄関出入口や教室、廊下には段差はなく、廊下や階段にはすべて手すりが設置されている。エレベーターも設置されているほか、1 階には身障者用トイレを設置し、身体障害者や高齢者が利用しやすい環境を整えている。

AED（自動体外式除細動器）は、教学事務室廊下、講義棟（2 号館）2 階廊下、大学会館（5 号館）エントランス、総合体育館（4 号館）1 階廊下、総合実習館（8 号館）事務室前、大学硬式野球部グラウンド、人工芝グラウンドの 7 か所に設置している。機器は、設置業者と賃貸借契約を結んでおり、バッテリーなどの消耗品の管理についても、設置業者が定期交換している。【資料 3-5-11】

また、施設全体の維持管理については、総務部管財課職員による日常的な点検に加え、環境整備（芝刈り、剪定、冬季除雪）や校舎の修繕等を行っており、清掃等は外部に委託している。

施設設備の点検については、簡易水道などの自主点検のほかに、法定検査を定期的に行い、所轄官庁等への報告を適切に行っており、施設・設備の安全性（耐震など）を確保している。加えて、委託管理会社による点検結果の報告を受け、安全性等に不備があれば現地検証を含め、協議し、検討を行った上で改善に努めている。

施設・設備の法定検査、点検項目、時期、委託先は、表 3-5-3 のとおりである。

表 3-5-3 施設・設備の法定検査・点検項目、時期、委託先

検査・点検項目	実施時期		委託先
消防用設備保守点検	年 2 回	4・10 月	外部委託
浄化槽保守点検	年 12 回	毎月	外部委託
浄化槽法定検査	年 1 回	7 月	青森県浄化槽検査センター
貯水槽清掃	年 1 回	12 月	外部委託
簡易専用水道検査	年 1 回	7 月	青森県薬剤師会食と水の検査センター
電気設備点検	年 12 回	毎月	外部委託
電気設備年次点検	年 1 回	8 月	外部委託
昇降機定期検査	年 1 回		外部委託
ボイラ性能検査	年 1 回	7 月	ボイラ・クレーン安全協会
ボイラ排気ガスばい煙測定	年 1 回	3 月	外部委託

学内警備については、総合実習館（8 号館）内に防犯カメラを設置するとともに、事故の未然防止などのため、教職員がキャンパス内を定期的に巡回している。平成 31(2019)年 4 月からは、キャンパス内専用車両を導入し、巡回を行っている。

本学では、「学校法人光星学院危機管理規程」、「八戸学院大学危機管理マニュアル」に基づき、危機管理体制等の啓蒙・普及に努めている。【資料 3-5-12、資料 3-5-13】

また、災害緊急時における飲料水等の確保対策として、自動販売機設置業者の協力を得ている。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受け入れについては、本学の建学の精神および教育理念に基づき定めたアドミッション・ポリシーに沿って、種々の入学者選抜試験を実施している。令和 6(2024)年度は、オープンキャンパスの開催回数や高大連携事業を実施するとともに、進学説明会を始めとする様々な広報活動を展開した結果、令和 7(2025)年度の入学定員の充足率が人間健康学科で 100%を超えたほか、大学全体で 95%と前年度よりも改善した。

学修支援については、全学生に対してカレッジ・アドバイザー（教員）を配置して、履修指導をはじめとする各種支援を行っており、その状況についてはカレッジ・アドバイザー会議で情報を共有している。事務部門として「教学部」の下に「教務課」、「学生課」、「就職課」を設置し、教員との協働による学修支援体制を整備している。

キャリア教育については、正課の科目としてキャリアデザイン、インターンシップおよび看護学科での臨地実習を配置している。学生の進路・就職相談については、就職支援委員会や就職課が協働して、就職情報の提供や就職活動に向けた各種指導を行っている。さらに行政と連携して「あおもり企業研究セミナー」も実施している。

学生の心身の健康を支援するために保健室には養護教諭資格を有した職員を配置し、スクール・カウンセラーも非常勤で配置されて、学生からの心身の健康上の相談を受付けている。さらに、特に支援が必要な学生に対しては「学生相談・特別支援室」が中心となり、ノートテイクの配置、「WebClass」を使用した資料配布および提出の配慮、補聴援助システムの活用、オンラインによる講義の配信および聞き取りやすく、集中できる座席の工夫などの配慮を行っている。学生の課外活動は学友会が主体となって運営しており、学生委員会および学生課が支援を行っている。学内には課外活動に必要な施設が整備されているとともに、経済的支援も行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

1. 令和 6(2024)年度の退学率が過年度に比べて増加している。
2. 入学定員の充足率が依然として 100%を下回っている。
3. 「令和 6 年度自己点検評価書」の作成時に自己点検評価委員会からは、①「アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証」、②インターンシップへ参加する学生を増加させるための方策・支援方法」についての説明が求められているが、それらに関して、何らかの取り組みが行われた形跡が認められない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

1. 退学者が増加している原因究明と退学・休学を防止するための対策に取り組む。
2. 入学者の増加に向けた取り組み、特に受験者の増加に向けた広報活動や本学の学びの魅力を地域の高校生や保護者に伝えるための方策に取り組む。
3. アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れができているか検証する。あるいは検証のための方法を確立する。
4. 地元企業や地方自治体と連携して、インターンシップをはじめとした地域に密着したキャリア教育に取り組む。

基準 4 . 教育課程

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

八戸学院大学（以下、本学）における全学的なディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、ならびに各学科および別科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第 1 条に定める使命・目的を踏まえて策定している。また、各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、高等教育を取り巻く諸課題などの時代的要請に応えていくために毎年度、見直しを図っている。【資料 4-1-1、4-1-2】

各学科および別科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、八戸学院大学教授会（以下、教授会）等で全教職員に周知されている。また、「本学ホームページ」、「学修の手引き」に掲載され、大学内外への周知が図られている。【資料 4-1-3、4-1-4】

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

個別の授業科目の単位認定基準については、「卒業認定・学位授与の方針との関連」をシラバスに記載している。成績評価は、透明性・公平性を確保するために、「成績に関する申立書」の制度を設けている。学生から申請書が提出された場合、教務課および八戸学院大学教務委員会（以下、教務委員会）を通じて、担当教員に通知される。担当教員は、申し立て日から 1 週間以内に文書で回答し、再び、教務課および教務委員会を通じて学生に回答する。【資料 4-1-5、4-1-6】

仮進級および退学勧告については、「八戸学院大学履修規程（以下、履修規程）」第 18 条・第 19 条に基づき、対象となる学生を決定している。【資料 4-1-7】

卒業認定については、「学則」第 4 条・第 11 条・第 26 条に基づき、対象となる学生を決定したのち、教授会（卒業判定会議）で厳正に審議し、学長が卒業を認定している。【資料 4-1-8、4-1-9】

学生に対しては、「学修の手引き」やオリエンテーションなどにより単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等について周知している。

1. 単位認定基準

本学の授業科目（講義、演習、実習、実技）は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に準拠したカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って開設されている。

各授業科目の単位数は、大学設置基準第 21 条第 2 項に基づき、「学則」第 9 条によって「講義および演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって」、「実習および実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって」、それぞれ 1 単位とすると定めている。

本学が教育上有益と認めたときは、「学則」第 21 条によって、他の大学や短期大学、高等専門学校の特攻科で修得した単位、入学前に本学の科目等履修生として修得した単位、外国の大学や短期大学に留学して修得した単位において、60 単位を超えない限りで単位認定している。

授業科目の履修終了の認定については、「学則」第 15 条において「授業科目の履修終了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる」と定めている。また、成績評価基準については、「学則」第 16 条において「秀(90 点以上)、優(80 点以上 90 点未満)、良(70 点以上 80 点未満)、可(60 点以上 70 点未満)および不可(60 点未満)とし、可以上を合格とする」という 5 段階の基準を定めている。加えて、GPA を成績表に明記している。また、第 16 条において、「他の大学または短期大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とする」と定め、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレート・ポイント・アベレージ (GPA) 規程」第 4 条にて、GPA には加えない成績評価基準を定めている。

各授業科目の試験については、「八戸学院大学試験規程」に定めており、追試験や再試験の基準も明示している。

履修終了の認定に係わる出席の扱いについては、「学則」第 17 条において「各授業科目について授業時数の 3 分の 1 以上欠席した者は、その授業科目履修の認定を受けることができない場合がある」と定めている。公認欠席者については、「八戸学院大学公認欠席取扱規程」において「所定の手続きにより通常の欠席扱いとはしないこと」と定めている。

以上のように、単位認定および成績評価は、法令に基づいた「学則」等の学内規程に則って、厳正に行われている。【資料 4-1-10～4-1-13】

2. 進級基準

本学の修業年限は 4 年とし、在学年限は 8 年としている。学年は、春学期と秋学期の 2 学期制とし、原則として学期ごとに授業を完結し、成績評価を行うセメスター制を採用している。4 年間の在籍期間を合計 8 セメスターの学期に区分して、それぞれのセメスターごとに、履修すべき科目と履修を推奨する科目を配置している。

春学期入学者は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。秋学期入学者は 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

進級基準については、「履修規程」第 10 条に定めている。学生の学修意欲を喚起するために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 規程」を設けて、GPA の算定方法や対象科目を明確にしている。「履修規程」第 18 条において「原則として 1 年次から 3 年次の各学年終了時点で、修得した累積単位数が修得すべき標準的な累積単位数に満たない者または累積 GPA が 1 未満の者は仮進級扱いとする」と定めている。さらに、「履修規程」第 19 条において「2 年連続で仮進級扱いとなった者

には、退学を勧告する」と定めている。

以上のように、セメスター制および進級基準は、法令に基づいた「学則」等の学内規程に則って、厳正に行われている。【資料 4-1-14~4-1-16】

3. 卒業認定基準

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づき、「学則」第 11 条に則って卒業認定を行っている。卒業年次（4 年次以上）の学生に対しては、教授会の審議を経て学長が卒業を認定した者に、学士の学位を授与している。【資料 4-1-17】

学位名称は、地域経営学部地域経営学科（以下、地域経営学科）が「学士（地域経営学）」、健康医療学部人間健康学科（以下、人間健康学科）が「学士（人間健康学）」、健康医療学部看護学科（以下、看護学科）が「学士（看護学）」である。【資料 4-1-18】

卒業認定の基準となる必要な単位数は、表 4-1-1 のとおりである。

表 4-1-1 卒業に必要な単位数 令和 7(2025)年 5 月 1 日時点

区分		リベラルアーツ			専門教育科目		
		必修科目	選択科目	合 計	必修科目	選択科目	合 計
地域経営学部	地域経営学科 (1 年生)	14 単位	16 単位	30 単位 以上	28 単位	66 単位	94 単位 以上
	地域経営学科 (2 年生)	14 単位	16 単位	30 単位 以上	30 単位	64 単位	94 単位 以上
	地域経営学科 (3・4 年生)	12 単位	18 単位	30 単位 以上	30 単位	64 単位	94 単位 以上
健康医療学部	人間健康学科 (1 年生)	14 単位	16 単位	30 単位 以上	28 単位	66 単位	94 単位 以上
	人間健康学科 (2 年生)	18 単位	12 単位	30 単位 以上	48 単位	46 単位	94 単位 以上
	人間健康学科 (3・4 年生)	16 単位	14 単位	30 単位 以上	48 単位	46 単位	94 単位 以上
	看護学科 (1 年生)	14 単位	14 単位	28 単位 以上	100 単位	3 単位	103 単位 以上
	看護学科 (2 年生)	16 単位	12 単位	28 単位 以上	102 単位	1 単位	103 単位 以上
	看護学科 (3・4 年生)	14 単位	14 単位	28 単位 以上	102 単位	1 単位	103 単位 以上

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学における全学的なカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ならびに各学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「学則」第 1 条に定める使命・目的を踏まえて策定している。また、地域経営学科と人間健康学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、新たなカリキュラムの改正に伴い、令和 7(2025)年 4 月に改定した。【資料 4-2-1、4-2-2】

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、「本学ホームページ」、「学修の手引き」で公開され、周知している。【資料 4-2-3、4-2-4】

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、本学の建学の精神および教育理念に基づき、「学則」第 1 条に定める使命・目的を踏まえて、策定している。ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる知識・技能・態度などを修得するために、リベラルアーツ、専門教育科目および教職に関する科目などを体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。さらにシラバスにおいては、「卒業認定・学位授与の方針との関連性」の項目を設け、当該科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連性を明示している。【資料 4-2-5、4-2-6】

これらのことから、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との一貫性は確保されている。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. 教育課程の体系的編成

本学は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる知識・技能・態度などを修得するために、リベラルアーツ、専門教育科目および教職に関する科目などを体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。さらに、学生の国際交流を促進し、積極性を身につけるために海外事情の授業や語学を学ぶための短期海外留学を実施している。

各学科におけるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿った教育課程の体系的編成は、以下のとおりである。4 年間に履修する科目を経時的に示した「履修系統図」も学科ごとに明示されている。【資料 4-2-7、4-2-8】

<地域経営学科>

(2022～2024 年入学生 カリキュラム)

地域経営学科の専門教育課程では、「経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する」という教育目的を達成するために、「地域経営領域」と「情報・会計領域」の 2 つの領域を設置している。

専門教育科目を学ぶ上で、学問体系上最も基礎的な位置づけにある「経営学」、「経済学入門」、「法学概論」、「簿記原理Ⅰ」、「会計学原理」、「コンピュータサイエンス」および「研究演習Ⅰ～Ⅵ」の12科目を必修科目としている。

また、必修科目に続く基礎的内容の科目として、2つの領域ごとに基幹科目を配置している。「地域経営領域」には、「経営史」、「金融入門」、「人的資源管理」、「地域経営論」、「日本経済論」、「民法Ⅰ」、「市民社会論」の7科目、「情報・会計領域」には、「簿記原理Ⅱ」、「中級簿記」、「工業簿記」、「財務諸表論」、「インターネット」、「統計学」、「統計演習」の7科目、2つの領域で合計14科目28単位を配置している。そのうち、学生の所属する研究演習および将来の進路などに応じて、10科目20単位を選択必修としている。

そのほかに選択科目として、「地域経営領域」には、経営・経済学関連科目、農業・水産関連科目、法学関連科目を配置している。「情報・会計領域」には、地域経営に携わるために必要な情報・会計関連の資格や、商業・情報の教職免許状の取得を目指すために、情報システム、プログラミング、簿記・会計に関する科目を配置している。

また、地域に対する理解や共感を高め、さらには地域の人材を育成するために、「地域経営学特殊講義Ⅰ～Ⅲ」、「地域活性化システム論」、「地域イノベーション・マネジメント」などの科目も配置している。これらの授業を通じて地域活動やフィールドワークを行うことで、地域経営に携わるために必要な行動力、コミュニケーション能力の向上を目指している。

(2025 年入学生 カリキュラム)

地域経営学科の専門教育課程では、「経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する」という教育目的を達成するために、「公共政策コース」と「企業経営コース」、そして「地域産業コース」の3つのコースを設置している。

専門教育科目を学ぶ上で、学問体系上最も基礎的な位置づけにある「地域共創論」、「経営学」、「経済学入門」、「法学概論」、「簿記原理Ⅰ」、「会計学原理」、「コンピュータサイエンス」および「研究演習Ⅰ～Ⅵ」の13科目を専門基礎科目としている。

また、専門基礎科目に続く基礎的内容の科目として、3つのコースごとに専門基幹科目を配置している。「公共政策コース」には、「金融入門」、「日本経済論」、「情報社会論」、「民法Ⅰ」、「市民社会論」の5科目、「企業経営コース」には、「情報処理応用」、「統計学基礎」、「統計学演習」、「情報通信ネットワーク」、「簿記原理Ⅱ」、「商業簿記（中級）」、「工業簿記Ⅰ」、「財務諸表論」の8科目、「地域産業コース」には、「アントレプレナーシップ入門」、「地域理解演習」、「人的資源管理」、「経営史」、「地域産業論」、「観光学入門」、「農業概論」の7科目、3つのコースで合計20科目40単位を配置している。そのうち、学生の所属する研究演習および将来の進路などに応じて、11科目22単位を選択必修としている。

そのほかに選択科目として、「公共政策コース」には、経済学、金融、行政、財政、法律、社会学に関連する科目を配置し、「企業経営コース」には、経営学、会計・簿記、情報に関連する科目を配置し、「地域産業コース」には、アントレプレナーシップ、マーケティング、イノベーション、農業、水産業に関する科目を配置している。

また、授業を通じて地域活動やフィールドワークを行うことで、地域産業の現状と課題

を理解させるために、「防災まちづくり」、「スポーツまちづくり」、「農山村まちづくり」、「観光まちづくり」といった「まちづくり」を冠した科目も配置している。

＜人間健康学科＞

（2022～2024 年入学生 カリキュラム）

人間健康学科の専門教育課程では、「こころとからだの健康と医療についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、地域住民の健康増進と地域の保健医療の向上に貢献できる人材を育成する」という教育目的を達成するため、「スポーツ科学コース」と「健康科学コース」の2コースを設置している。資格・免許取得を目指して、「スポーツ科学コース」には「教育職プログラム（保健体育）」、「トレーニング指導者プログラム」の2プログラムを、「健康科学コース」には「教育職プログラム（養護・保健・看護）」、「認定心理士プログラム」、「社会福祉士プログラム」の3プログラムをそれぞれ設置している。専門教育科目を学ぶ上で、学問体系上最も基礎的な位置づけにある「健康医療総論」、「生命と倫理」、「人間発達学」、「健康管理論」、「健康教育論」、「心理学」、「健康栄養学」および「研究演習（Ⅰ～Ⅵ）」などの21科目を学科必修科目としている。

（2025 年入学生 カリキュラム）

令和7(2025)4月から、令和8(2026)年度の学部改組（予定）に先立って、新カリキュラムがスタートした。学科必修科目として「健康科学総論」が新設され、健康と疾病の考え方、社会における健康問題、こころとからだの健康、社会や人々との関わり大切さについて学ぶことが可能となっている。また、「解剖学」、「衛生・公衆衛生学Ⅰ」などは、新カリキュラムへの移行に際して教育内容をより精査し、より時代に即した科目内容として開設されている。

新カリキュラムでは、学科必修科目15科目と各資格取得に関連した学科基幹科目6科目とし、より専門性に特化した学びを享受しやすく、さらに資格取得に関わる履修系統図をより体系的に理解しやすく整理している。

健康と医療の基礎知識から教育面や政策に至るまで、医学・体育・心理・看護・福祉・環境・栄養等の幅広い分野の研究・指導・実践ができる能力を身につけ、さらに健康増進と保健医療の分野において、地域社会が要求する健康ニーズに対応できる能力を身につけた高度な実践力を備えた人材を育成するために、専門教育課程専門展開科目の選択科目には、講義科目に加えて「実習」、「実験」、「実技」の科目を配置している。実習・演習・実験科目としては、健康に関わる要因の科学的調査・実験法を学ぶ「健康科学実習」に加え、「認定心理士プログラム」には「心理学実習」、「心理学基礎実験」を、教育職プログラム（養護・保健・看護）には「看護学臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を、社会福祉士プログラムには「ソーシャルワーク実習」、「ソーシャルワーク演習」を、新カリキュラムにおいては、より実験的にヒトの動きや生理的応答を科学的に理解できるように、生涯を通した健康保持活動における知識の取得に関して、トレーニング指導者・スポーツコーチングリーダープログラムには「生涯スポーツ演習Ⅰ」、「生涯スポーツ演習Ⅱ」、「健康スポーツ実習Ⅰ」、「健康スポーツ実習Ⅱ」を開講している。保健体育の教職課程履修者に限り受講ができる体育実技科目には「基本実技」、「水泳」、「ダンス」、「陸上競技」、「フットボールスポーツ」、「バ

スケッチボール・バレーボール」、「ラケット・バットスポーツ」、「武道Ⅰ（柔道）」、「武道Ⅱ（剣道・弓道）」、「器械体操」、「スキー」、「スケート」の12科目、新カリキュラムにおいて、「基本実技」、「水泳」、「ダンス」、「陸上競技」、「ラグビー」、「サッカー」、「バスケットボール」、「バレーボール・バドミントン」、「テニス」、「ソフトボール」、「武道Ⅰ（柔道）」、「武道Ⅱ（剣道・弓道）」、「器械体操」、「スキー」、「スケート」の15科目を設けている。

＜看護学科＞

看護学科の専門教育課程では、「日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や豊かな感性と人間性を備え、地域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材を育成する」という教育目的を達成するために、看護師養成課程、保健師養成課程の「履修規程」に沿って、専門教育科目を設置している。専門教育科目は専門導入科目、専門基礎科目、専門科目、看護の研究の科目群に分かれている。

令和2(2020)年10月の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」に伴う教育課程の変更のため、令和4(2022)年度から、専門基礎科目の「環境と健康」領域に選択科目として「保健医療福祉行政論Ⅲ」、必修科目として専門科目の「看護の基本」領域に「コミュニケーション論」、「基礎看護学実習Ⅲ」を設置した。また、必修科目の名称変更や科目数の変更として、「看護の展開」領域では成人看護に「急性期・周手術期看護実習」、「慢性期看護実習」、高齢者看護に「高齢者生活支援看護実習」を設置した。「看護の統合」では、地域・在宅看護に「地域・在宅看護学概論」、「地域・在宅看護援助論」、「地域・在宅看護実習」を設置した。「地域保健学」、「へき地看護活動論」は「看護の発展」から「地域・在宅看護」へ移行した。また、「公衆衛生看護」には、「公衆衛生看護学概論Ⅰ・Ⅱ」を設置した。

専門導入科目は、「看護教育のための生物基礎」と「看護教育のための化学基礎」の2科目があり、「看護教育のための生物基礎」の1科目を必修科目としている。

専門基礎科目では、看護師に必要な基礎的知識を養うことを目的として、「人間と健康」、「環境と健康」の2領域を設けている。「人間と健康」領域では「人間発達学」、「解剖生理学Ⅰ・Ⅱ」、「病態学Ⅰ～Ⅳ」など11科目を必修科目としている。「環境と健康」領域では「社会福祉論」、「公衆衛生学」、「疫学」などの8科目を設けており、そのうち5科目は必修科目としている。

専門科目および看護の研究では、看護師・保健師としてのものの見方や考え方、基本的な看護技術、看護理論、多様な場での看護実践と研究方法を身につけることを目的として、「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合」、「公衆衛生看護」、「看護の研究」の5領域を設けている。「看護の基本」領域においては、「看護学概論」をはじめとする講義科目と「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の実習科目の計10科目を必修科目としている。「看護の展開」領域においては、成人看護に「成人看護学概論」、「成人看護学援助論Ⅰ・Ⅱ」、「急性期・周手術期看護実習」、「慢性期看護実習」の計5科目、高齢者看護に「高齢者看護学概論」、「高齢者看護援助論」、「高齢者生活支援看護実習」の計3科目、小児看護に「小児看護学概論」、「小児看護援助論」、「小児看護学実習Ⅰ・Ⅱ」の計4科目、母性看護に「母性看護学概論」、「母性看護援助論」、「母性看護学実習」の計3科目、精神看護に「精神看護学概論」、「精神看護学援助論」、「精神看護学実習」の計3科目を必修科目としてそれぞれ

設置している。「看護の統合」領域においては、地域・在宅看護に「地域・在宅看護学概論」などの講義科目と「地域・在宅看護学実習」の計 5 科目が、看護の発展に「統合看護論」、「チーム医療論」などの講義科目と「統合看護実習」の計 12 科目を設定しており、そのうち 8 科目を必修科目としている。保健師養成課程の履修においては、「公衆衛生看護」領域に「公衆衛生看護学概論Ⅰ・Ⅱ」などの講義科目と「公衆衛生看護支援実習」などの実習科目の計 10 科目を設置しており、これらすべてが選択必修科目となっている。「看護の研究」領域では、「看護学研究法」、「看護卒業研究」の 2 科目を必修科目としている。

2. シラバスの整備

本学では、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に従って、シラバスの適正な整備に努めている。

令和元(2019)年度から、実務経験のある教員がその経験を生かしてどのような授業を担当して実践的な教育をするのかを明示するため、「実務との関連」の項目を設けて、具体的な実務歴の記載を行っている。また、当該科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連性を明示するため、「卒業認定・学位授与の方針との関連」の項目を設けた。さらに令和 2(2020)年度は、学生の意欲的な学びを促進するため、「アクティブ・ラーニング」の項目を設け、当該科目で実施する内容を記載している。【資料 4-2-9】

これらシラバスの記載事項については、教務委員会がシラバス入力マニュアルを作成し、教職員に周知している。シラバス作成後、教務委員会による内容の整合性、評価基準や評価方法などの確認を行っている。【資料 4-2-10】

シラバスは、学務情報システムの「Web シラバス」上で全ての学生、教職員が閲覧できるほか、「本学ホームページ」からも閲覧可能な状況となっている。

3. 履修単位の上限

学生の適切な学修時間を確保するために、「履修規程」第 8 条 1 項において「各学期（第 1 セメスターから第 8 セメスター）において履修することのできる科目の単位数は、各 25 単位以内としている。ただし、看護学科においては、第 1 セメスターから第 4 セメスターに限って履修することのできる科目の単位数は、各 28 単位以内とする」と履修単位の上限を設定している。なお、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生に対しては、上限を超えた履修科目の登録や、高次のセメスター配当科目の履修を認めている。【資料 4-2-11、4-2-12】

④教養教育の実施

1. 教養教育実施の組織・体制

リベラルアーツについては、教務委員会が中心となって、現代社会に求められる人材像や他大学の教養教育の現状について情報収集などを行いながら、本学の教養教育の問題点や課題について検討している。【資料 4-2-13】

2. 教養教育の教育課程

本学のリベラルアーツの教育課程には、建学の精神に則り、幅広く深い教養および総合

的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために多様な科目を配置している。これらの科目は、特性に応じて、「導入教育」、「外国語を学ぶ領域」、「日本語を学ぶ領域」、「人としてのあり方を学ぶ領域」、「社会のあり方を学ぶ領域」、「自然と科学を学ぶ領域」、「日本の文化と社会を学ぶ領域」に区分されている。

「導入教育」では、建学の精神に基づいて、「宗教学」を必修科目としており、この他に多様なリテラシーを身につけるため、「基礎演習」、「プレゼンテーション」、「情報処理基礎」、「データサイエンス入門」、また、令和 7(2025)年度からは、地域の文化・歴史の特性、地域発展に貢献した先人の事例、地域活性化の課題と解決策などについての学修を主たる目的とする「地域文化論」を全学科において必修科目とした。さらに、リテラシーの強化を目的に必修科目として「日本語表現リテラシー」を配置している。

「外国語を学ぶ領域」では、「英語」、「ドイツ語」いずれかの言語の 2 科目 4 単位の修得を卒業要件とし、令和 7(2025)年度からは「韓国語」、「中国語」を選択科目として設置している。

「人としてのあり方を学ぶ領域」では、「哲学」、「芸術学」、「デザイン論」、「心の科学」、「行動の科学」に加え、令和 7(2025)年度から「人間関係論」を配置している。

「社会のあり方を学ぶ領域」では、「日本国憲法」、「政治学」、「社会学」、「国際関係論」、「海外事情」を配置している。

「自然と科学を学ぶ領域」では、「自然科学概論」、「数学」、「スポーツの科学」に加え、令和 7(2025)年度からは「スポーツ実技Ⅰ」、「スポーツ実技Ⅱ」、「防災と危機管理」を配置している。

「日本語を学ぶ領域」と「日本の文化と社会を学ぶ領域」では、令和 6(2024)年度 4 月から外国人留学生向けの科目として「日本語Ⅰ～Ⅵ」、「日本文化Ⅰ、Ⅱ」、「日本社会Ⅰ、Ⅱ」を配置している。なお、外国人留学生は、「日本語を学ぶ領域」区分に配当されている科目より 4 単位を修得すれば、「英語」、「ドイツ語」に代えて、卒業要件を満たすことができるとしている。【資料 4-2-14、4-2-15】

3. 研修会への参加

学士課程の教育の最新情報交換のため、「東北・北海道地区高等教育研究会」に毎年度、教員を派遣している。令和 6(2024)年度は、秋田大学主催により対面形式で開催された。全体テーマは、「デジタル時代の高等教育の変革と挑戦」であった。本学からは 1 人が参加し、研修会終了後、教授会、レポートにおいて情報共有を図っている。【資料 4-2-16】

4. 『「基礎演習とプレゼンテーション」の手引き』作成と活用

本学では、レポートを書く力、プレゼンテーションをする力、議論するためのコミュニケーション力を養うため、1 年生の科目に「基礎演習」、「プレゼンテーション」を配置している。この科目では、独自に作成した『基礎演習とプレゼンテーション』の手引き』を活用し、大学での学びの基礎力向上を図っている。この教材は、各学科からの要望等をもとに、随時見直しを行っている。【資料 4-2-17、4-2-18】

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

1. アクティブ・ラーニング

グループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実施に当たっては、その旨をシラバスに明示し、学生の能動的な学修を促している。

地域経営学科では、「基礎演習」、「プレゼンテーション」、「研究演習Ⅰ～Ⅵ」、「地域経営学特殊講義Ⅱ・Ⅲ」、「地域活性化システム論」、「地域イノベーション・マネジメント」等の演習・実習科目を中心に、学生の能動的な学修を促して教育効果を高めるため、グループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。

人間健康学科では、「基礎演習」、「プレゼンテーション」、「研究演習Ⅰ～Ⅵ」、実習関連科目（「心理学実習」、「看護学臨床実習Ⅰ・Ⅱ」、「相談援助演習Ⅰ～Ⅴ」、「健康科学実習」等）、および教職関連科目において、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。

看護学科では、「基礎演習」、「プレゼンテーション」、および「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合・看護の発展」、「看護の研究」、「公衆衛生看護」の5領域に配置している専門科目の講義や演習・実習等において、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。

それ以外の学部・学科の共通な科目としては、「英語Ⅰ・Ⅱ」、「英語コミュニケーション」の英語科目が、教職課程の「教育方法論」も、各学科の科目同様にアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施している。【資料 4-2-19】

2. GPA の活用

本学では、学業特待生制度や卒業時の成績優秀者に送る各賞の決定において、GPA を活用している。学業特待制度は、「八戸学院大学学業特待生規程」に則り、GPA 値が 3.20 以上の学生が申請できる制度を設け、その中でも学年上位者を選抜し、特待生を決定している。同様に、卒業時に各学科の成績優秀者に贈る学長賞、優等賞、日本ソーシャルワーク教育学校連盟表彰、日本私立看護系大学協会会長賞の受賞者決定においても、GPA 値を参考にしている。【資料 4-2-20、4-2-21】

その他、地域経営学科と人間健康学科では、各学科の学びにおいて優秀な成績を収めた学生を認定するマイスター制度を設けており、指定された科目の GPA 値が 2.5 以上の者に各マイスターの資格を与えている。加えて、令和 6(2024)年度から、全学科を対象とした国際理解マイスター制度を発足し、言語やコミュニケーションに関する指定された科目の GPA 値が 2.5 以上の者に資格を与え、国際人材の育成を促進している。【資料 4-2-22～4-2-24】

3. 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

本学では、教授方法の改善を進めるために八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会（以下、FD 委員会）を設置している。

FD 委員会では、「授業の工夫・開発と効果的な実施」に関する取り組みとして、「授業ア

ンケート」や「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」、教育研究の質向上に直結する内容のFD研修会を実施するなど、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。【資料 4-2-25、4-2-26】

4. 学生数の適切な管理

各授業への教室の割り当てについて、履修者数が増加した場合においても一定の教育の質を確保できる科目は、前年度の実績を踏まえた上で適切に割り当てている。一方、個別指導や演習等を必要とする科目（日本語表現リテラシー、英語Ⅰ・Ⅱ、情報処理基礎、データサイエンス入門など）は、教育の質が担保できるようクラス分けを実施している。【資料 4-2-27】

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、学科ごとに「教育目的」および「教育目標」を踏まえた三つのポリシーを策定しており、これらの達成度に基づいて、学修成果を点検・評価している。学修成果の点検・評価は、学生の学修状況、各種資格取得状況、就職内定率、卒業生が入社した企業に対するアンケート、卒業時アンケート、ループリック評価により行っている。八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR(インスティテューショナル・リサーチ)推進室（以下、IR推進室）は、「アセスメント・ポリシー」を定め、これらの情報を整理・分析し、「IR推進室規程」に基づいて活動している。【資料 4-3-1、4-3-2】

さらに、令和 3(2021)年度から、学科ごとに学科長および教務委員と学生が直接対話する機会を設け、カリキュラムや学修環境、ゼミ活動、学修成果の可視化のためのループリック評価の内容などについて、意見交換を実施している。得られた意見は、学科ごとのカレッジ・アドバイザー会議において情報共有しているほか、令和 4(2022)年度から毎年度、意見に対する回答を作成し、掲示板や「WebClass」等を通じて学生へ周知している。【資料 4-3-3】

1. 学生の学修状況

学生の学修状況については、八戸学院大学学生委員会が毎年度、学生を対象にアンケート形式による「学生生活に関する調査」を実施し、授業時間外の学修などの集計結果を、教授会をとおして情報共有している。【資料 4-3-4】

また、教職員は、学生の履修状況、単位修得状況、GPAなどを学務情報システムの「Web学生カルテ」により確認することができ、学生の学修指導に活用している。

この他、授業の出席状況を春学期、秋学期において2回ずつ調査を行い、その結果をカ

レッジ・アドバイザー会議やスポーツ局に提出し、教員間および部活の監督とも情報共有を図っている。【資料 4-3-5】

2. 各種資格取得状況

本学は、社会福祉士、看護師、保健師、助産師の資格を取得できる教育課程を編成していることから、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。各種資格取得状況については、教務課が集計し、教授会をとおして情報共有している。

令和 6(2024)年度の各種資格取得者数は表 4-3-1 のとおりである。【資料 4-3-6、4-3-7】

表 4-3-1 各種資格取得者数

資格名	受験者数	合格者数
社会福祉士	6 人	6 人
看護師	59 人	56 人
保健師	8 人	8 人
助産師	4 人	4 人

※全て、新卒者のみの数値である。

3. 就職状況

就職状況については、就職課が、学生が Google フォームで提出する「就職活動報告書」および「最終進路届」により、把握している。

本学の過去 3 年間の就職内定率は高水準で推移しており、令和 6(2024)年度の大学全体の就職内定率は、99.1%であった。【資料 4-3-8】

4. 就職先企業へのアンケート

就職先企業へのアンケートについては、卒業生に対する就職先からの評価を得るため、八戸学院大学就職支援委員会と就職課が毎年度実施している。また、集計結果は、教授会をとおして情報共有している。【資料 4-3-9】

5. 卒業時アンケート

本学では、教育の質の保証（学修成果の可視化）のため、令和元(2019)年度から IR 推進室と教務課が卒業時アンケートを毎年度実施している。令和 6(2024)年度は、アンケートの回収率（回答率）向上のため、アンケート実施時期を早め、12 月末から実施し、定期的に依頼メールを配信した。さらに、学位記授与式の受付時にアンケート未回答者へアンケート調査票を配布し、回収を行った。調査内容は、4 年間を通じた学修支援、学生生活支援、キャリア支援に関する満足度などであり、その結果は、IR 推進室がまとめ、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）において報告している。【資料 4-3-10】

6. 看護学科カリキュラムアンケート

看護学科では令和元(2019)年度から、4年生を対象に卒業時に1～4年次までのカリキュラムに関するアンケートを行い、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、科目の順序性や科目数、実習時期や実習内容などについて評価している。【資料 4-3-11】

7. ルーブリック評価

学修成果の把握のために、令和 3(2021)年度からルーブリック評価を導入した。ルーブリック評価は、各学科でディプロマ・ポリシーに基づいたルーブリック評価表を作成し、全学生を対象に実施した。評価は、学生による自己評価とカレッジ・アドバイザーによる教員評価、加えて学生と教員が話し合うことで最終評価を定めた。その結果は、IR 推進室がまとめ、教育課程の検証を行い運営会議において報告している。【資料 4-3-12】

4年次の最終評価については、個々の学生が取得した資格等の内容とともにディプロマ・サプリメントに記載し、卒業生に発行した。【資料 4-3-13】

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学生の学修状況については、教職員が、「学生生活に関する調査」の集計結果により学生の授業時間外の学修状況を、「教育プログラムに関する学生との意見交換会」では、学修に関する様々な意見を把握し、学生の履修・学修指導・カリキュラムなどの改善に活用している。【資料 4-3-14】

また、「Web 学生カルテ」から、学生の履修状況、単位修得状況および GPA 値を確認することができ、適宜、学生の履修・学修指導に活用している。【資料 4-3-15】

資格取得状況、就職状況については、教授会などをとおして情報共有され、カレッジ・アドバイザーを中心とする全教職員による資格取得支援や就職指導に役立てられている。また、就職先企業アンケート、卒業時アンケート、ルーブリック評価の集計結果は、教授会などをとおして教職員に情報共有され、これらの結果も踏まえて、本学の教育内容・方法および学修指導の改善に繋げている。【資料 4-3-16】

看護学科では、4年生を対象に卒業時に1～4年次までのカリキュラムに関するアンケートを行い、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、科目の順序性や科目数、実習時期や実習内容などについて評価し、カリキュラムの改善に繋げている。【資料 4-3-17】

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特色ある取り組みとして、独自に作成した『「基礎演習とプレゼンテーション」の手引き』を活用していること及び、「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」を実施し、授業方法の改善を進めている点がある。

『「基礎演習とプレゼンテーション」の手引き』では、毎年、各学科において内容を見直し、修正を検討している。秋学期の12月には「プレゼンテーション」の成果発表会を地域経営学科と人間健康学科において開催し、優秀なプレゼンテーションを行ったゼミナール

を表彰する取組を実施している。

また、「公開授業・教員相互の授業参観および評価アンケート」では、例年教員の参加率を高めるために教授会において参加率の確認を行い、積極的な活動を図っている。教員は、毎年、1つ以上の授業を参観することで、さまざまな授業方法を参考にしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、学修成果の点検・評価のために、学生の資格取得状況、就職内定率、卒業者が入社した企業のアンケート、卒業時アンケート、ループリック評価を用いている。しかし、これらの学修成果が本学のカリキュラム等によってその結果が作用したのかを表す過程の分析はなされていない。例えば、「令和4年度外部評価報告書」において、ループリック評価結果から「地域の課題を発見する力が弱いのではないか」という問いに対し、地域の課題発見力を高めるために必要とされる知識や科目が何に当たり、それらの科目を学生が主体的に学んでいるかという道筋ができていない。

学修成果とカリキュラム等が連動した成果確認するための仕組みが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修成果の点検・評価については、IR推進室において、各種アンケート情報を整理・分析し、運営会議等を通じて情報共有を図り、学修指導・カリキュラム改善へとつなげる。さらに、学修成果を各担当教員と情報共有することで、指導等において学修成果を上げてきたが、これらを可視化するために、学修成果とカリキュラム等を連動させた仕組みを構築する。

この他、「学修の手引き」等の変更が行われた場合、本学ホームページ上に反映がされていないことがあった。この対応について、ホームページの管理とチェック体制を構築する。

基準 5. 教員・職員

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。「学長選考規程」には、大学設置基準第 13 条の 2 を踏まえ、建学の精神を深く理解するものと定められている。【資料 5-1-1】

また、学長がリーダーシップを適切に発揮するために、令和 7(2025)年度は副学長を 1 人任命し、中長期計画の策定、スポーツ局との連携、学外会議・会合等の学長代理、八戸学院大学・八戸学院短期大学部運営会議（以下、運営会議）の統括を担当する。学長補佐には 1 人任命し、入学者選抜委員会および学費等減免選考委員会の統括を担当する。【資料 5-1-2】

②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では審議機関として、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第 59 条第 1 項・第 60 条第 1 項に基づき、運営会議および八戸学院大学教授会（以下、教授会）を設置している。【資料 5-1-3】

運営会議は、「学則」第 59 条第 2 項に則り、「教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項」、「教授会の審議に関する基本的、共通的事項」などについて学長が決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べる機関と位置付けている。【資料 5-1-4】

教授会は、「学則」第 60 条第 2 項に則り、「教育課程に関する事項」、「研究活動に関する事項」、「学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項」などについて学長が意思決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べる機関と位置付けている。これらにより、組織上の位置付けや役割、大学における意思決定の権限の分散と責任が明確にされ、機能を果たしている。【資料 5-1-5】

また、学長は八戸学院大学短期大学部とも連携し、短期大学部学長、副学長、学長補佐、各学部長・学科長・別科長・事務統括などとの情報交換会を積極的に行い、教学マネジメントに生かしている。

本学の教学マネジメントの組織図は、図 5-1-1 のとおりである。【資料 5-1-6】

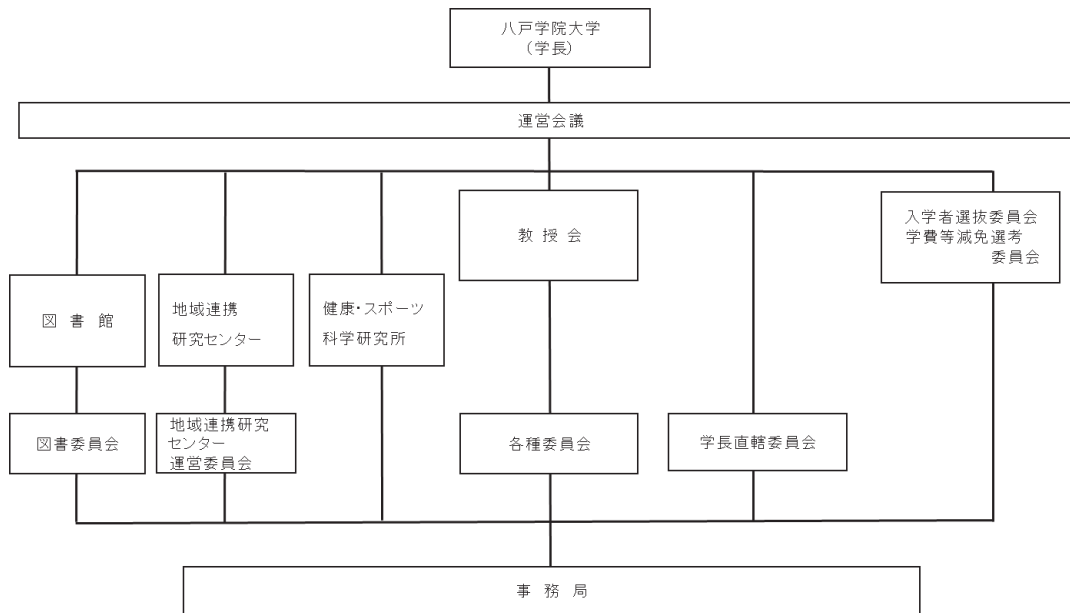


図 5-1-1 本学の教学マネジメント組織図

③職員の配置と役割の明確化

教育研究活動を支援する事務機能を包括する事務組織（大学・短期大学部事務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。【資料 5-1-7、5-1-8】

職員の採用・昇任については、「学校法人光星学院就業規則」、「学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程」に基づき、適切に運用している。【資料 5-1-9、5-1-10】

職員の配置は、能力・適性に応じて行っており、システム管理、図書館事務室などの部署には有資格者を配置している。

職員は、各種委員会に参加し、審議事項に関係する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

【資料 5-1-11】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、教員の採用・昇任について「八戸学院大学教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。

採用は、教育上・組織運営上必要と認められた場合や定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充の際に行っており、公募制を原則とし、応募者は教員選考委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。また、昇任については、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数等を鑑みて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。いずれの委員会もその都度設置され、原則として学長によって指名された教授 5 人により構成される。【資料 5-2-1～5-2-3】

なお、本学の専任教員数は、各学部・学科とも大学設置基準第 10 条および第 7 条を満たしている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会）が主体となり、毎年度、下記のような取り組みを行っている。【資料 5-3-1、5-3-2】

1. FD 報告書の作成・公開

本学では、FD 委員会の活動内容および授業アンケート結果ならびに教員によるアンケートへのフィードバックを「FD 報告書」としてまとめ、八戸学院図書館で一般公開している。また、授業アンケート結果の概要は、「本学ホームページ」にて公開している。【資料 5-3-3】

2. 学生による授業評価

本学では、教員の授業改善に資するため、各学期（四半期科目を含む）に学生による授業アンケートを本学の授業支援システム「WebClass」上で実施している。アンケート内容は、授業への理解度や教授方法の有効性を確認する質問項目などであり、授業の良かった点や工夫してほしい点などを学生が自由に記述できる書式にしている。

アンケート結果は、回答期限終了後に自動集計され、「WebClass」上で教員が各自確認できるようになっている。授業担当教員はアンケート結果の内容をもとに、自身の授業の改善点などを FD 委員会に提出している。【資料 5-3-4】

3. 教員による授業評価・公開授業

本学では、公開授業・教員相互の授業参観を実施し、教授方法の相互研修を行っている。令和 3(2021)年度からは、参観率の向上を図るため、個々の教員が参観したい教員に直接連絡をとって参観する従来の方法に加えて、学生による授業アンケートの特定の項目にお

いて評価が高い教員から学科ごとに代表教員を選出し、その講義を参観、または録画配信を受講する方法により実施している。なお、授業参観の対象となる授業は、オムニバス授業および外部非常勤講師による授業も含むが、「プレゼンテーション」、「研究演習」、「実習授業」は対象外とした。

一般の方の授業参観は、コロナ禍により中断したが、令和 6(2024)年度も再開していない。【資料 5-3-5】

4. FD 研修会

本学では、毎年度、短期大学部と合同で FD 研修会を開催している。令和 6(2024)年度の学内 FD 研修会は、10 月 30 日に、東北大学災害科学研究所より邑本俊亮先生を講師にお招きし、「学習意欲を高める授業づくり」をテーマに開催した。研修会のテーマや内容は、教員の希望や、より効果的な教育方法の修得を目的として、授業改善に活かせる内容を中心に検討されている。その結果、「学生による授業アンケート」において、通年で高い満足度を示す水準を維持している。【資料 5-3-6】

5. FD ネットワーク “つばさ”

本学は、大学間連携 FD 活動を行うプロジェクトである「FD ネットワーク“つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに参加している。令和 6(2024)年度は、第 32 回 FD ネットワーク“つばさ”FD 協議会（以下、FD 協議会）が Zoom によるオンラインと山形大学会場とによるハイブリッド開催となり、教員がオンラインで参加した。【資料 5-3-7】

6. 授業支援システム研修会

本学では、毎年度 4 月に、新任教員を中心として全教員を対象に、「WebClass」の研修会を実施している。令和 3(2021)年度までは、「WebClass&GoogleMeet の実践的な活用方法」からの継続テーマとして、WebClass 普及（オンライン授業含む）の目的で FD 普及リーダー講習会を実施していたが、「WebClass」の活用について学内ではほぼ普及したと判断し、令和 4(2022)年度以降は、新任教員と希望者向けに授業支援システム講習会を開催している。【資料 5-3-8】

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、職員の資質・能力向上のため、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、学校法人光星学院（以下、法人）の職員を対象とした研修会を実施している。【資料 5-3-9、5-3-10】

令和 6(2024)年 8 月には、事務職員を対象に「事務 DX の進め方～サイボウズとグーグルの使い方」について実施した。全体会後の分科会では、課長以上の管理職では「幹部職員の心得～中間管理職とは～」、それ以外の事務職員は「ビジネスマナーについて」、加えて、運転業務を担う事務職員は「交通安全運転指導について」とテーマ別の研修も行った。

【資料 5-3-11】

さらに、令和 7(2025)年 4 月には、法人内全教職員を対象に「令和 7 年度の運営方針に

ついて」、「中期計画について」を内容とする研修会を実施した。【資料 5-3-12】

また、本学は、日本私立大学協会東北支部事務研修会に積極的に職員を派遣している。令和 6(2024)年度は 2 人の職員が参加し、「工学部学生とのチャレンジ～見えないものを可視化する」、「私立大学を取り巻く諸情勢について」の 2 つの講演を受講し、分科会では他大学と情報交換を行った。【資料 5-3-13、5-3-14】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、全教員に対し研究室を配している。健康科学系の研究設備として、3 号館 1 階に心理学実習室や総合実習館（8 号館）2 階に基礎医学実習室を設置しており、関連する測定機器などを設置している。【資料 5-4-1】

また、研究時間の確保のために、原則として全教員が週 1 日の研修日を確保できるよう時間割を編成している。

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会）が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づいて、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのある研究について、審査を年 2 回行っている。【資料 5-4-2、5-4-3】

また、FD 委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づいて、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、全教員を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務付けている。【資料 5-4-4～5-4-6】

③研究活動への資源の配分

本学には、教員の研究活動の助成として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」があり、「八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学研究費取扱要領」、「八戸学院大学特別研究費取扱・申請要領」、「八戸学院大学特別研究費の審査に関する内規」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究費等補助金交付申請に係る公募要領」を定めており、適切に運用している。【資料 5-4-7～5-4-10】

「個人研究費」は、教授・准教授・講師に 28 万円、助教に 20 万円、助手に 15 万円を配分している。「特別研究費」は、学長、学科長が審査し、配分額を決定している。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」は、毎年度、イノベーションプログラム運営委員会が審査し、配分額を決定している。なお、令和 6(2024)年度は、研究活動の活性化のため、大学および短期大学部の学長補佐が軸となり、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「特別研究費」採択者の学内での報告会を実施した。【資料 5-4-11】

また、研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援については、科学研究費補助金だけでなく、民間団体ならびに地方自治体の補助金や助成金などの外部資金獲得に向けて、関係部署が情報を全教員に配信している。令和 6(2024)年度の科学研究費補助金については、新規採択は 0 件、継続 7 件（代表研究 4 件、研究分担者 5 人）である。

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

教員と学生が協働し、八戸圏域の学生が主体となって行う地域振興や地域貢献に関する活動を支援する、「学生まちづくり助成金」に 2 件の企画応募し、2 件とも採択されている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援をしているが、外部資金の獲得が出来ていない状況が続いており、関係部署が情報を配信するだけでなく、全学的に外部資金獲得に向け研究活動を進めていかなければならない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

外部資金の獲得が出来ていない状況を踏まえ、外部資金獲得に向けた今後の取組みとして、イノベーションプログラム（基金）研究等補助金への申請者が採択された場合、当該年度および次年度以内に科学研究費補助金への申請を義務付けることとした。

基準 6．経営・管理と財務

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

八戸学院大学（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けるとともに、カトリックの精神に則る道德教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営している。また、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。【資料 6-1-1～6-1-3】

本学では、建学の精神や地域との連携による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、「学校法人光星学院運営組織規程」等に基づき組織体制を構築するとともに、教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。【資料 6-1-4】

②環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

環境保全については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。教育機関ごとの光熱水費の使用状況報告を E メールで配信し、節電・節水に努めるとともに、令和 2(2020)年度には法人内全施設の照明を LED 機器に転換する工事を実施し、さらなる節電効果を実現した。また、令和 4(2022)年度後半から顕著になった電気代や燃料費等の高騰に伴い、改めて節電等の対策を強化した。

2. 人権への配慮

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院図書館個人情報保護規程」に基づき、法人内の教職員・学生・保護者などの個人情報の保護にあたっている。また、人権保護を遵守するため「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、法人内の各部署に相談員を配置している。【資料 6-1-5～6-1-7】

3. 安全管理への配慮

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」に基づき、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にしている。また、学内危機管理体制としては、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているものの、非常時には昼夜を問わず「危機管理規程」に基づいた対応を行う体制を取っている。なお、平成 23(2011)年 4

月に「危機管理マニュアル」を作成した。【資料 6-1-8、6-1-9】

学生の学内外での事件および事故については、八戸学院大学学生委員会・学生課が中心となって対応している。学生対象の交通事故防止対策については、交通安全講習会を毎年度、4月と9月に実施している。また、技術職員（スクールバス運転士）対象の交通安全に関する講習会を定期的に開催している。【資料 6-1-10】

なお、令和元(2019)年度からはキャンパス内の安全確保のため、パトロールカーで巡回監視を行っている。

4. 防災管理への配慮

防火管理については、「八戸学院大学防火管理規程（以下、防火管理規程）」に基づき、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を毎年度、実施している。加えて、「防火管理規程」第6条の消防用設備等の点検基準に基づき、消防用設備などの自主点検および業者委託点検を実施し、その結果については消防署に届け出ている。【資料 6-1-11、6-1-12】

また、キャンパス内に AED（自動体外式除細動器）を 10 台設置するとともに、外部機関が実施している講習会へ毎年度職員を派遣し、緊急時において素早く対応できるような体制を整えている。

5. 労働環境・健康への配慮

教職員の健康を維持するため、「学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を毎年度実施している。また、衛生管理者・衛生推進者による職場パトロールとして、労働安全衛生法および学校安全衛生法に基づく「チェックリスト」を用いて、毎週定期的に点検を実施している。【資料 6-1-13、6-1-14】

さらに、平成 26(2014)年 6 月 25 日に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務化されたことにともない、平成 28(2016)年から全教職員を対象に毎年度実施している。【資料 6-1-15】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は、「寄附行為」第 12 条に基づき最高意思決定機関として理事会を、「寄附行為」第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、「学校法人光星学院寄附行為施行細則（以下、寄附行為施行細則）」第 5 条に基づき、理事会機能を補佐する会議として法人運営会議（令和 7 年度は常任理事会から名称変更）を設置している。【資料 6-2-1、6-2-2】

法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、「寄附行為」および「寄附行為施行細則」をはじめとする関連諸法令に基づいて定められている。

理事会は、内部理事 6 人および外部理事 3 人の 9 人で構成している。内部理事は理事長、理事長補佐 2 人、大学学長、高等学校校長および幼稚園園長の 6 人である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人であり、理事会において本学の管理運営に関して幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学教授会（以下、教授会）で報告・周知している。なお、理事会への理事・監事の出席状況は適切であり、欠席する場合の委任状の取り扱いについても、私立学校法および「寄附行為」の規定にしたがって適切に対応している。

また、法人運営会議は、常勤理事 6 人（理事長、理事長補佐 2 人、大学学長、高等学校校長、幼稚園園長）と短期大学部学長、短期大学部学長補佐 1 人で構成しており、毎月 1 回定例で開催し、管理部門はもとより教学部門の状況報告や協議などを行っている。令和 6(2024)年度の常任理事会は、4 月から翌年 3 月まで臨時を含めて計 12 回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有などを行った。【資料 6-2-3】

学長は、理事会、評議員会および法人運営会議の主要な構成員であり、本学の意思を理事会などに上程することにより、法人の運営に本学の意思を反映している。

新私立学校法に基づいた「寄附行為」の改正については、令和 6(2024)年度に関連する規程の整備等を行っており、令和 7(2025)年 6 月の定時評議員会以降、本格的に運用されることとなっている。

法人・本学の管理運営体制は、図 6-2-1 のとおりである。

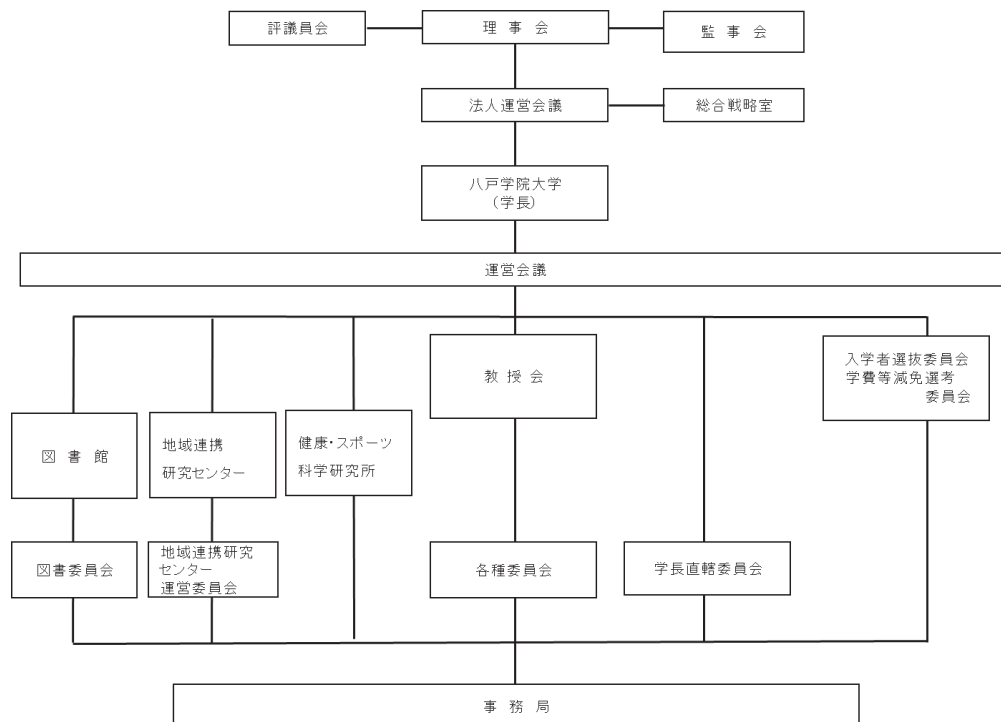


図 6-2-1 法人・本学の管理運営体制

②使命・目的の達成への継続的努力

「寄附行為」第3条に定める「高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成する」という法人の使命・目的を実現するため、理事会、評議員会および法人運営会議は、毎年度、具体的な事業計画を策定し、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめ、評価を行っている。【資料 6-2-4～6-2-6】

また、理事会は、財政再建のため、平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画 (5 ヶ年)」を、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画 (5 ヶ年)」を策定し、経営基盤の強化に取り組むとともに、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続している。

法人全体の諸課題克服の検討を進めるため、平成 28(2016)年度に「新学院構想戦略会議」を設置し、ビジネス学部から「地域経営学部」への改組、八戸学院短期大学の校名変更、同短期大学ライフデザイン学科の募集停止など、抜本的な改革を行った。平成 29(2017)年度には「新学院構想戦略会議」で検討された改革計画の着実な実施、ならびに「第 3 次中期 5 ヶ年計画」の継続審議事項などを検討するため、「新学院構想戦略会議」を改組して「経営会議」を新たに設置した。「経営会議」での審議、理事会での承認を得て、法人全体でのグローバルな展開を推進した。

平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組し、「総合企画室会議」を設置した。本会議では、健康医療学部人間健康学科（以下、人間健康学科）の収容定員増の認可申請、ならびに美保野地区を中心とするキャンパス整備について審議され、理事会で承認された。

令和 3(2021)年度には、「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して、新たな検討課題の洗い出しや平成 29(2017)年の法人 60 周年に際して策定した法人全体の教育活動の目標である「4 つの柱」の一部を修正した。なお、令和 4(2022)年度には「法人運営協議会」を「将来計画検討会議」に改組して、中期計画の見直しも行った。

令和 5(2023)年度には、「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室（令和 6(2024)年度に総合戦略室に改称）」に改組し、中期計画の具体化を進めている。さらには、「大学・短期大学部改組等合同検討会議」を設置して、本学および八戸学院大学短期大学部（以下、短期大学部）全体の改組に係る検討に着手し、令和 6(2024)年度に改組案が策定された。【資料 6-2-7、6-2-8】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、財務内容および人事案件などについて審議している。また、理事会を補佐す

る機関として法人運営会議を設置して毎月定例で会議を開催しており、議長である理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

本学における教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、「八戸学院大学学則（以下、学則）」および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか、教員の採用・昇任に関する事項などについて審議している。【資料 6-3-1～6-3-3】

学長は、教育及び研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思を、法人運営会議に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携を図っている。さらに、法人事務局では定期的に本学および法人合同の会議を開催して、情報の共有やコミュニケーションを十分に図っている。

②評議員会と監事のチェック機能

法人は、評議員の選任について、「寄附行為」第 21 条の規定に基づき、適切に行っている。本学からは学長、健康医療学部教授、大学・短大事務部事務統括および入試広報部長が評議員に選任されており、相互チェックの機能性を担保している。【資料 6-3-4】

評議員会は、「寄附行為」第 17 条に基づき、理事会の諮問機関として設置され、「寄附行為」第 19 条において、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、「寄附行為」第 32 条において、「理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならない」と規定している。評議員会への評議員の出席状況は、毎年度、高い出席率を維持している。

法人は、「寄附行為」第 5 条第 1 項第 2 号において、監事を 2 人～3 人と定めており、監事の選任については、「寄附行為」第 7 条の規定に基づき、適切に行っている。なお、監事は、金融機関元役員と会計事務所経営者との 2 人体制で、定期開催の監事会を含めた監事監査（業務監査・会計監査）を実施するとともに、理事会・評議員会に毎回出席しており、法令にしたがって適切に意見を表明している。監事はこのほか、会計監査人との情報交換会、法人主催の研修会、法人内各種イベントなどでの意見収集、情報交換を行っている。

令和 6(2024)年度における評議員会や監事会等の実施状況などは、評議員会議事録、監事会記録、会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録、監事監査記録のとおりである。

【資料 6-3-5～6-3-9】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

法人における令和 6(2024)年度の収支は、経常収支差額ベースで前年度と比べ、約 18 百

万円悪化した。なお、令和 7(2025)年度の入学者数は、地域経営学部地域経営学科 73 人、健康医療学部人間健康学科 111 人、健康医療学部看護学科 63 人、別科助産専攻 4 人であり、入学定員充足率は 95.1%であった。また、大学全体の定員充足率は 89.3%と前年度と比べると 3.5 ポイント悪化しており、今後の懸念材料となっている。

法人全体の収支差額は、「第 2 次経営改善計画」前の平成 21(2009)年度は 4 億円超のマイナスだったが、年々マイナス幅が縮小し、平成 26(2014)年度はマイナス 1,900 万円（過年度分減価償却費増の特殊要因あり）となって実質的にプラスを確保し、「第 2 次経営改善計画」の目標を達成できた。平成 27(2015)年度は、減価償却費の増加や図書廃棄等の特殊要因でマイナス 9,200 万円となった。平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度は、学生生徒等納付金の減少と補助金減少等の影響が大きく、収支差額はそれぞれマイナス 9,500 万円、マイナス 1 億 9,400 万円、マイナス 1 億 6,500 万円、マイナス 2 億 900 万円と悪化した。令和 2(2020)年度については特別要因（100%子会社の株式評価損）の影響額を除いてマイナス 3,200 万円と実質的に大幅に収支が改善することができた。令和 3(2021)年度は、3 億 4,500 万円の現物寄付と 1 億円の資産除却もあってプラス 1 億 7,000 万円の収支となったが、この特殊要因を除くと実質的な収支はマイナス 7,500 万円と前年度と同水準であった。令和 4(2022)年度はマイナス 1,000 万円、令和 5(2023)年度は、マイナス 2,600 万円と前年度とほぼ同水準となったが、令和 6(2024)年度はマイナス 5,700 万円となった。令和 7(2025)年度は、入学者数がやや持ち直したものの、引き続き円安傾向や諸物価の高騰の影響により収支の改善は厳しい見込みである。

②収支バランスの確保

1. 収支バランス

本学の収支バランスは、平成 26(2014)年度はマイナス 6,800 万円であったが、平成 27(2015)年度からプラスに転じ、平成 28(2016)年度はプラス 4,100 万円、平成 29(2017)年度はプラス 7,200 万円、平成 30(2018)年度はプラス 1 億 1,300 万円、令和元(2019)年度はプラス 1 億 2,600 万円、令和 2 (2020)年度はプラス 1 億 4,400 万円、令和 3 (2021)年度はプラス 4,100 万円(9,200 万円の固定資産の除却損「資産処分差額」を含んでいるので実質はプラス 1 億 3,300 万円)、令和 4(2022)年度はプラス 1 億 7,300 万円、令和 5 (2023)年度はプラス 1 億 2,300 万円、令和 6(2024)年度はプラス 1 億 2,000 万円であった。【資料 6-4-1】

過去 5 年間の財務比率は、表 6-4-1、表 6-4-2 のとおりである。

表 6-4-1 法人全体の各種財務比率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費比率	59.0%	55.7%	52.4%	49.7%	49.9%
人件費依存率	113.5%	103.3%	92.1%	85.3%	84.4%
教育研究経費比率	32.2%	35.7%	39.6%	41.6%	39.8%
学生生徒等納付金比率	52.0%	53.9%	56.8%	58.3%	59.2%
補助金比率	32.9%	26.3%	29.3%	26.1%	28.9%

表 6-4-2 大学単体の各種財務比率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費比率	53.7%	49.3%	44.2%	45.6%	45.5%
人件費依存率	80.9%	70.6%	61.5%	61.1%	61.6%
教育研究費比率	32.2%	38.7%	42.7%	43.8%	43.7%
学生生徒等納付金比率	66.4%	69.9%	71.9%	74.7%	73.9%
補助金比率	24.9%	21.1%	21.1%	16.9%	18.1%

2. 外部資金の導入

本学の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）がある。令和 4(2022)年度の各種受託研究・受託事業の実績は、地域連携研究センター分を含めて 850 万円、令和 5(2023)年度は 750 万円、令和 6(2024)年度は 400 万円であった。科学研究費補助金については、令和 4(2022)年度の交付額は 156 万円、令和 5(2023)年度は 836 万円、令和 6(2024)年度は 248 万円であった。光星学院イノベーションプログラム（基金）については、令和 6(2024)年度は 5,232 万円を獲得、基金創設から 18 年間で総額 9 億 3,406 万円の寄付を受けている。【資料 6-4-2～6-4-6】

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では、収容定員の充足に向けた諸施策を継続的に展開した結果、令和元(2019)年度から在籍者数が増加傾向にあったが、令和 5(2023)年度は減少に転じ、令和 6(2024)年度も減少傾向が続いており、現在検討中の本学および短期大学部の総合的な改革の実施が必須である。【資料 6-4-7】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

法人の会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人光星学院経理規程」および「学校法人光星学院経理規程施行細則」に基づき、適切に行っている。固定資産および物品等についての会計処理は、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」に、また、「学則」に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は、「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」に基づき、それぞれ適切に行っている。【資料 6-5-1～6-5-4】

本学における研究費の会計処理は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程」、「八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程」に基づき、適切に行っている。【資料 6-5-5～6-5-11】

予算編成は、学部および委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を 1 月に策定している。これに基づき、財務部会計課（以下、会計課）が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を 2 月に作成し、常任理事会を経て 3 月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。また、年度内における予算の追加、その他の変更を必要とする際は、補正予算の編成を行っている。令和 6(2024)年度の補正予算は、11 月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成して会計課に提出し、会計課で元帳に記帳処理をしている。払出・振込の決裁は財務部長・事務統括・事務局長を経て理事長が行い、会計課が全施設分を一括で処理している。決算は、会計課が会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

法人は、会計監査人による監査、監事による監査のほか、会計監査人、監事および監査室との情報交換会を実施することにより、適切に監査業務を管理・運営している。

会計監査は、2 人の公認会計士と年間を通じて計 240 時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査をとおして、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類などの厳正な監査を行っている。

期中監査は令和 6(2024)年 12 月に法人本部事務局に、現物実査は令和 7(2025)年 4 月 1 日に八戸学院光星高等学校と法人本部事務局に、期末監査は令和 7(2025)年 4 月に八戸学院光星高等学校、令和 7(2025)年 5 月に法人本部事務局に対して、それぞれ実施した。

会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、法人本部事務局保管書類、人事関係書類などについても指摘をするなど、事務処理全般にわたって厳正に実施した。「会計監査報告事項」については、令和 7(2025)年 7 月に理事長以下幹部職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受ける予定である。

監事は、会計事務所経営者および金融機関役員経験者の 2 人体制であり、監事会を 6 回、監事監査（業務監査・会計監査）を 4 回実施した。また、理事会・評議員会への出席のほか、会計監査人との情報交換会や法人主催の研修会などの各種イベントで意見収集・情報交換を行った。【資料 6-5-12、6-5-13】

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法人は「寄附行為」、「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院運営組織規程」などに基つき組織体制を構築し適切な運営を行っており、理事会、評議員会および法人運営会議は、本学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として適切に機能している。理事会での決定事項は、運営会議および教授会で報告・周知され、管理部門と教学部門との連携が緊密に図られている。

環境保全については、法人全体で「節電・節水」に取り組むとともに、人権保護や安全への配慮については、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「危機管理規程」および「防火管理規程」に基つき適切に取り組んでいる。

令和 6(2024)年度には、法人の運営組織を再編し各部門の独立性を高めるとともに、横の連携を図るために事務連絡協議会等の情報共有と連絡・調整を行う場を設け、組織として独立性と連携を深めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ①少子化が急激に進む中、中長期的な計画に基つき財務運営を行ってきているものの、法人全体の財政状況は厳しい状況が続いている。
- ②看護学科を筆頭に地域経営学科と人間健康学科においても入学者数が減少し、対策が急務となっている。
- ③中期計画をより多角的な視点で作成する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 4(2022)年度に設置の「将来計画検討会議」では、「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の着実な実施と継続審議事項などの検討を行い、法人としての使命・目的の実現に向けて継続的に取り組みが進められている。さらに、令和 5(2023)年度には「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室」に改組するとともに、「大学・短期大学部改組等合同検討会議」を設置して、継続的に本学および八戸学院大学全体の改組に係る検討に着手した。令和 6(2024)年度には「総合戦略推進室」を「総合戦略室」として、法人と大学等事務室と連携しながら中期計画の具体化を進め、令和 6(2024)年度には改組案を作成した。

(2) の①については、これまでも財政再建のために、平成 17(2005)年度に「第 1 次経営改善計画(5 ヶ年)」、平成 22(2010)年度に「第 2 次経営改善計画(5 ヶ年)」を策定し、経営基盤の強化に取り組むなどした。平成 31(2019)年度には、少子化対策による定員確保の方策や「令和 3(2021)年度以降の中期計画」の策定などを検討するため、それまでの「経営会議」を改組し、「総合企画室会議」を設置し、令和 3(2021)年度には「総合企画室会議」を「法人運営協議会」に改組して新たな検討課題の洗い出し、令和 4(2022)年度には「法人運営協議会」を「将来計画検討会議」に改組して、中期計画の見直しを行ってきたものの、すべての教育機関で定員の未充足が続いている状況である。

このような状況の中、引き続き各教育機関へは予算配分や緊縮財政の理解を求めていくことにしている。

(2) の②については、直近では令和 4(2022)年度に「法人運営協議会」を「将来計画検討

会議」に改組して中期計画の見直しを行い、さらに、令和 5(2023)年度には、「将来計画検討会議」を「総合戦略推進室（令和 6(2024)年度に総合戦略室に改称）」に改組し、中期計画の具体化を進めてきている。

また、令和 5(2023)年度には、「大学・短期大学部改組等合同検討会議」を設置して本学の改組に係る検討に着手し、令和 6(2024)年度に改組案が出来上がった。今後も定員充足がますます厳しくなっていくことが予想されることから、改組案を確実に実現し成果につなげたい。

(2) の③については、これまでも法人中期計画を策定してきたものの、大学と短期大学部を中心とした各教育機関の改組に重点を置いた計画内容であった。令和 5(2023)年度の認証評価実地調査では、「大学が定める中期的な計画については組織改編やキャンパス整備が中心となっているが、教学や財務等に関する内容を盛り込み、より詳細な計画として策定することが望まれる。」と参考意見が付されたことから、今後は「総合戦略会議」のメンバーを拡充し、より多角的な視点から中期計画の策定を進める予定である。

IV. 大学が独自に設定した 基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域社会への貢献

①大学と自治体の連携

②大学と企業の連携

③大学と産官学連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学と自治体の連携

八戸学院大学（以下、本学）は、建学の精神にある「現代社会が要請する有為の人材を育成すること」を実現するため、開学以来、教育理念・教育目的に基づき、学部・学科の特性を活かした教育活動を展開してきた。そのような中で、平成 22(2010)年度から八戸市を始めとする近隣 7 自治体と連携協力協定を締結し、様々な地域貢献活動に取り組んできた。特に、平成 26(2014)年度に八戸学院大学・八戸学院短期大学地域連携研究センター（現附置機関名：八戸学院地域連携研究センター。以下、地域連携研究センター）を設立以降は、多様な専門性と人的・物的資源を活用して連携協定を結び、積極的に地域に貢献するとともに、地域をキャンパスとした教育活動を展開している。【資料 A-1-1～A-1-10】

本学と自治体との連携協定は、表 A-1-1 のとおりである。

表 A-1-1 本学と自治体との連携協定締結一覧（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

市町村	締結年月日	協定名称
八戸市	平成 22(2010)年 9 月 17 日	八戸大学及び八戸市の農業経営者育成に関する協定
階上町	平成 25(2013)年 3 月 19 日	連携協力に関する協定（包括連携／大学）
八戸市	平成 25(2013)年 4 月 10 日	連携協力に関する協定（スポーツ振興連携／大学）
新郷村	平成 26(2014)年 3 月 27 日	連携協力に関する協定（包括連携／大学・短大）
階上町	平成 27(2015)年 3 月 26 日	連携協力に関する協定（包括連携／大学・短大）
五戸町	平成 27(2015)年 4 月 16 日	連携協力に関する協定（包括連携／大学・短大）
八戸市	平成 27(2015)年 12 月 24 日	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定
南部町	平成 28(2016)年 3 月 23 日	連携協力に関する協定（包括連携／大学・短大）
三沢市	平成 30(2018)年 3 月 22 日	地方創生に係る包括連携協力に関する協定
三戸町	令和元(2019)年 8 月 20 日	包括連携協力に関する協定

令和 6(2024)年度の活動状況は、次のとおりである。

1. 八戸市

八戸市より業務委託を受け、以下の事業を実施した。【資料 A-1-11】

(1) 令和 6 年度「大学資産を活用したアートの学び事業」

○三校連携「創作体験ワークショップ」

子どもから大人まで、広く創作体験機会を創出するとともに、世代を超えてコミュニケーションを図ることを目的に、八戸市美術館（以下、美術館）で、本学の他、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校の子三校の教員が講師となり、美術館の展覧会に関連した内容や、作品をつくることの楽しさが感じられるようなワークショップを 3 回実施し、延べ 62 人が参加した。【資料 A-1-12】

○学生×社会人のアートの学び実践講座事業

学生と社会人が一緒に交流し、ミュージアムにおける「利用のしやすさ＝アクセシビリティ」について学びディスカッションする場を設け、参加者自身で体験し、課題を出し合い、その解決策を共に考え実践につなげる機会とすることを目的とした、「アクセシビリティ(Accessibility)向上実践会議」を実施した。外部講師に東京都庭園美術館学芸員、大谷郁氏を招聘し、全 3 回の講座を開催した。

第 1 回目は、「誰もが利用しやすい美術館とは？」というテーマで行われ、前半にアクセシビリティについてレクチャーがあり、後半は、アクセシビリティの視点で八戸市美術館の学芸員大澤さんに八戸市美術館館内を案内してもらった。参加者がそれぞれの意見発表を行った。第 2 回目は、「美術館の利用しやすさを考える パート①」というテーマで行われ、車いすソフトボール競技者の 3 人にお越しいただき、美術館をはじめ様々な施設の利点や難点を教えていただいた。後半は、参加者が実際に車いすに乗り、展示や館内を見て回った。経験して思ったこと、意見を出し合って問題解決を行った。第 3 回目は、「美術館の利用しやすさを考える パート②」というテーマで行われ、外国籍 2 人のかたにお越しいただき、日本での生活や、施設利用時に困ったことなどを教えていただいた。後半は、「やさしい日本語」を活用したワークショップを行った。「伝えたいことを短く、簡単な表現で、はっきり伝え、分かち書きをする。」（※分かち書きとは「これは お金（かね）です」とスペースなどいれて分けてかくことである。）ということのを頭に、大谷さんから出された例題を、2～3 人のグループをつくり、参加者同士の意見を出し合ってそれぞれ発表を行った。延べ 32 人が参加した。【資料 A-1-13】

○美術館のアクセシビリティ向上事業

子育て世代が美術館に気軽に来館できる機会と、学生の実践的な学びの機会を創出するため、美術館 2 階の八戸学院サテライトキャンパス「まちなかラボ」にて、保育士を目指す学生が運営する託児スペースを令和 6(2024)年 8 月から令和 7(2025)年 1 月までに計 6 回開設し、延べ 40 人の利用があった。【資料 A-1-14】

また、小さな子どもがいるため美術館を訪れにくいと感じている人たちにも美術鑑賞を楽しんでもらう「ハッピーファミリーアワー」を、令和 6(2024)年 8 月 23 日と 12 月 26 日、令和 7(2025)年 2 月 26 日に実施した。【資料 A-1-15】

(2) 令和 6 年度「八戸市外国人介護人材交流会・研修会事業」

○地域とともに創る－KAI-GO！！セミナー－

令和 6(2024)年 11 月 15 日（金）「外国人介護人材を受け入れるための現状と課題」をテーマに、八戸市介護保険課・南部町交流推進課・修光園デイサービス相談員・八戸学院大学短期大学部教員の 4 人のパネリストをお迎えし、それぞれの取り組みをご紹介していただいた。外国人介護人材に対する理解と必要性を広め、受入れや職場環境等における留意点を学ぶ機会をつくり、本学で行っている外国人留学生の支援者を増やすことを目的としたセミナーを開催した。延べ 27 人が参加した。【資料 A-1-16、資料 A-1-17】

○外国人に対する想い「違うからあたりまえ」そして”仲間”に－KAI-GO！！交流会－

令和 6(2024)年 12 月 18 日（日）「対話と共有」をテーマに、外国人介護人材、外国人介護人材を雇用している施設及び雇用を検討している施設等を対象とし、交流会を開催し、参加者による情報交換をとおして外国人介護人材に対する理解を深め、受け入れや職場環境等における留意点を学ぶ機会とした。延べ 28 人が参加した。【資料 A-1-18】

(3) 「大人のためのスピードスケート教室」運營業務委託

令和 6(2024)年 9 月 21 日（土）、10 月 5 日（土）、10 月 12 日（土）、10 月 19 日（土）の計 4 回開催した。指導は、本学のスピードスケート部のコーチと、スピードスケート部の学生が務めた。初級・中級・上級者に分かれてそれぞれのレベルにあった指導がなされた。延べ 60 人が参加した。【資料 A-1-19、A-1-20】

②大学と企業の連携

平成 24(2012)年度から本学および地域連携研究センターが 7 社の地域企業等と連携協力協定を締結し、様々な地域貢献活動を行っている。【資料 A-1-21～A-1-27】

本学および地域連携研究センターと企業との連携協定は、表 A-1-2 のとおりである。

表 A-1-2 本学および地域連携研究センターと企業との連携協定締結一覧

（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

企業名	締結年月日	協定名称
株式会社みちのく銀行	平成 24(2012)年 9 月 28 日	連携協力協定（地域経済連携／大学）
デイサービスカローレ	平成 26(2014)年 4 月 4 日	介護予防共同研究に関する覚書 （人間健康学部／現学部名：健康医療学部）
株式会社東北産業	平成 27(2015)年 4 月 7 日	連携協力に関する協定 （包括連携／地域連携研究センター）
株式会社デーリー東北新聞社	平成 27(2015)年 8 月 5 日	連携協力に関する協定 （包括連携／地域連携研究センター）
三八五流通グループ	平成 28(2016)年 4 月 14 日	八戸学院大学・八戸学院短期大学と三八五流通グループとの健康連携協力に関する協定

イー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社	平成 28(2016)年 4 月 28 日	八戸学院大学・八戸学院短期大学・八戸学院光星高等学校・八戸学院野辺地西高等学校とイー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社との海外留学連携協力に関する協定
青い森信用金庫	平成 29(2017)年 8 月 25 日	八戸学院大学と青い森信用金庫との連携協力協定（産業振興連携）

また、令和 6(2024)年度の活動状況は、次のとおりである。

1. 株式会社デーリー東北新聞社

「それぞれが保有する設備、情報、ネットワーク等を用いて相互に協力し、地域社会の発展に貢献すること」を目的とした包括的連携協力協定に基づき、「ビブリオバトル in 八戸」を実施している。

令和 6(2024)年度は、「ビブリオバトル in 八戸」第 11 回大会の予選会が令和 6(2024)年 9 月 18 日（水）に、決勝戦が 11 月 25 日（月）にデーリー東北新聞社（6F メディアホール）で開催された。【資料 A-1-28】

2. 三八五流通グループ

令和 7(2025)年 3 月 10 日（月）八戸パークホテルにて健康医療学部看護学科教員が講師となって「睡眠障害とその対応」と題し、健康セミナーを開催した。6 部門、計 13 人の参加があり、睡眠不足により身体におこりうる症状の紹介や、よりよい睡眠をとるためのレクチャーがなされた。

③大学と産官学連携

平成 19(2007)年度から、本学は、地域の高等教育機関や自治体等と連携協力協定を結び、地域の活性化を図ることを目的とした事業を行っている。

令和 6(2024)年度の活動状況は、次のとおりである。

1. 八戸産学官連携推進会議

平成 30(2018)年 7 月 24 日（火）に八戸市、八戸商工会議所、八戸市高等教育連携機関（八戸学院大学、八戸学院大学短期大学部、八戸工業大学、八戸工業高等専門学校）の三者間において、産学官包括連携協定を締結した。

市、商工会議所、市内高等教育機関の三者で構成される「八戸産学官連携推進会議」では、産学官の各機関が地域課題の現状や課題を共有し、将来ビジョンを掲げ、その実現に向けて連携して取り組むために、令和 2(2020)年 3 月に、「産学官連携による八戸未来創造中長期計画」を策定している。

なお、令和 6(2024)年度は、第 1 回目を令和 6(2024)年 9 月 20 日（金）、第 2 回目を令和 7(2025)年 2 月 10 日（月）に会議を開催した。【資料 A-1-29】

2. 八戸地域学

八戸産学官連携推進会議では、産学官が連携した新たな取組として、各高等教育機関共通の講義として、令和 4(2022)年に「八戸地域学」を創設した。地域の歴史や文化、地域の産業等を学び、地域への理解や愛着の醸成を図ることで、若者の地元定着につなげていくことを目的に開講する。

令和 6(2024)年度は、令和 6(2024)年 11 月 18 日（月）に八戸工業高等専門学校にて、第 1 講義「“八戸型自給圏”の構築を目指して」をテーマに八戸学院大学学長水野教授が講演をした。また、同年 11 月 25 日（月）に八戸学院大学にて、第 2 講義「八戸市の産業と時代の流れへの対応について」をテーマに、株式会社八戸インテリジェントプラザ 常務取締役所長松坂洋司氏にお越しいただき、講演を開催した。さらに、同年 12 月 4 日（日）に八戸工業大学にて、第 3 講義「内なる国際化～多文化共生を考える～」をテーマに NPO 法人、みちのく国際日本語教育センターの馬場亜紀子氏が講演を開催した。【資料 A-1-30】

A-2. 地域に密着した教育活動と人材育成

①三八地域をフィールドとした教育活動

②地域発展に資する人材育成

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三八地域をフィールドとした教育活動

地方文化や地域経済に密着し、地域をキャンパスとした教育活動を展開し、地域住民・教育機関・自治体と連携したフィールドワーク・公開講座等を実施している。

令和 6(2024)年度の主な活動は、次のとおりである。

1. 第 5 回八戸 SDGs フォーラム

地域経営学部地域経営学科では、昨年度に引き続き、「第 5 回八戸 SDGs フォーラム」を令和 7(2025)年 3 月 23 日（日）に開催した。本フォーラムは、SDGs をテーマに、本学学生および三八地域の高校生が行ってきた研究・学習の成果を発表し、地域社会（地元）で身近にできる地球規模の課題解決に向けた取り組みについての情報を共有し、理解を深めることを目的としている。今回のフォーラムは、高等学校 8 校、13 グループの参加となった。【資料 A-2-1】

2. 青森県立八戸水産高校応援プロジェクト

本学では、八戸市の水産振興を目的として、令和元(2019)年度から青森県立八戸水産高校の「マグロ延縄漁業実習」を応援するプロジェクトを立ち上げ、「八戸水産高マグロ延縄漁業実習応援プロジェクト成果報告会」等を開催している。

令和 6(2024)年度は、八戸工業大学および八戸工業高等専門学校と 3 学連携し、令和 7(2025)年 2 月に「八戸水産高校応援プロジェクトフォーラム」を八戸グランドホテルにて開催した。当日は、八戸市産学金官連携「陸上養殖ビジネスモデル構築に向けた取組につ

いて」のご報告、八戸水産高等学校の生徒たちからの各種研究成果発表やハワイ沖で操業実習をしている第七代青森丸と会場をインターネットで繋ぎ、操業実習の様子を LIVE 中継してもらい、生徒たちの実習の様子や生徒たちからの感想やフォーラム会場との質疑応答等を実施した。また、海洋生産科の第 1 次国際航海実習で漁獲してきたメバチマグロと水産食品科の「チームほっ立て！八水高Ⅲ」が開発した「ほっこり、ほっとり 青森ホタテ団子スープ」の試食を実施し、参加者は 84 人であった。【資料 A-2-2】

3. 高大連携協定事業

令和 6(2024)年度の連携協定校との活動は、次のとおりである。

<八戸西高等学校>

あおもり創造学		
令和 6 年 5 月 23 日(木)	地域経営学科	探究活動とは何か～手順と意義を知る～
5 月 28 日(火)	人間健康学科	卒業論文事前指導
6 月 13 日(木)	看護学科	探究の時間
8 月 7 日(水)	人間健康学科	危機管理関係 講演会
10 月 3 日(木)	全学科	地域探究パネルディスカッション
10 月 31 日(木)	全学科	地域探究ポスター発表会
12 月 19 日(木)	全学科	地域探究スライド発表会
ハチガクラボ		
令和 6 年 9 月 9 日(月)	人間健康学科	ウォーミングアップにおける各種ストレッチがパフォーマンスに及ぼす影響①
9 月 17 日(火)	人間健康学科	ウォーミングアップにおける各種ストレッチがパフォーマンスに及ぼす影響②
10 月 8 日(火)	人間健康学科	スポーツに纏わるオカルトを解明しよう①
10 月 15 日(火)	人間健康学科	スポーツに纏わるオカルトを解明しよう①
令和 7 年 2 月 20 日(木)	別科助産専攻	スポーツと月経

<三沢高等学校>

令和 6 年 6 月 6 日(木)	人間健康学科	減塩について
9 月 17 日(火)	人間健康学科	効果的なプレゼンテーションの仕方について
12 月 2 日(月)	別科助産専攻	性教育「性・生・SAY」
12 月 23 日(月)	地域経営学科	マイ・タイムラインと学校版タイムライン
令和 7 年 2 月 18 日(火)	別科助産専攻	スポーツと月経

4. 八戸学院大学健康医療学部公開講座

健康医療学部では、生涯学習の一環として、地域住民を対象に健康に対する学習機会を提供することを目的として公開講座を開催している。

令和 6(2024)年度は、令和 7(2025)年 3 月 22 日(土)に「八戸ポータルミュージアムは

っち」にて、「生活習慣病とセルフケア ～安全で安心な暮らしを継続実践するアプローチ～」をテーマに公開講座を開催した。本講座には、延べ 63 人の方に来場いただき、各教員から拭き取り検査による衛生チェックの体験やテーマに沿った解決方法が審議されるとともに、討論も熱心に行われた。【資料 A-2-3】

②地域発展に資する人材育成

本学では、地方文化や地域経済に密着し、地域をキャンパスとした教育活動を展開するとともに、地域社会の発展に寄与することができる人材育成を行っている。

令和 6(2024)年度の主な活動は、次のとおりである。

1. 健康・医療関連セミナーの地域への公開

本学では、毎年度、地域への医療情報提供を目的として、地域医療セミナーを開催し、学生、保護者、地域住民、地域の医療関係者や高校生に公開している。

令和 6(2024)年度は、令和 6(2024)年 10 月 31 日（木）に本学にて、むつ市長山本知也氏を講師にお招きし、「むつ下北医療とへき地医療」の現状と課題をテーマに「令和 6 年度地域医療セミナー」を実施した。当日は、学生・教職員約 100 人が参加した。【資料 A-2-4】

2. 創業・新規事業者向け講座

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部サテライト「まちなカラボ」にて、創業・新規事業者向け講座を日本政策金融公庫の人的資源提供により、創業支援講座を令和 6(2024)年 11 月 6 日（水）、11 月 13 日（水）の 2 回、事業承継講座を 12 月 2 日（水）1 回のセミナーを実施し、延べ 20 人が参加した。【資料 A-2-5】

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

地域連携研究センターは、多様な専門性と人的・物的資源を活用して、連携協定を締結し、積極的な地域貢献を行い、地域をキャンパスとした教育研究活動を展開している。

本学および地域連携研究センターは 8 自治体との 10 の連携協力協定と 7 社の地域企業との連携協力協定を締結し、産学官がしっかりと連携した中で、スポーツや健康、保育等、様々な地域貢献・教育・研究活動を積極的に展開し、地域に密着した教育活動と地域発展に資する人材育成に力を入れている。

令和 6(2024)年度は、新たに地域連携研究センターが日本政策金融公庫と連携し、公庫からの人的資源の提供を受けて、起業・創業講座および事業承継講座を学生のみならず地域の方々に向けて開講したことは、学生はもちろんのこと社会人の学び直しや起業・創業意欲に対応できる取組で、学生と社会人が共に学ぶ場の創設は、お互い刺激し合い、地域における新たな価値創造へ繋げることが期待できるものであった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「令和 6 年度大学資産を活用したアートの学び事業」において、美術館のアクセシビリ

ティ向上の取組として、子育て世代が美術館に気軽に来館できる機会と、短期大学部幼児保育学科の学生の実践的な学びの機会を創出することを目的とし、八戸市美術館 2 階「八戸学院まちなかラボ」にて、幼児保育学科の教員および学生による託児サービスを実施したが、子育て世代がゆっくり美術館を鑑賞できるということで、地域の皆様より大変高い評価をいただいている。実際に、学生たちが保護者とその子どもたちと接することは、未来を担う子どもたちの発達とそれを支える親を支援する重要な専門職であることを意識づける重要な機会であり、学生が自ら社会課題を発見し、課題解決に向かってチャレンジしたり、多様な人々との協働によって解決策を探求することができる知識・能力・態度を身に付ける教育となるので、これ以外にも、学生が地域の中で地域と共に実践的に学ぶ機会の創出に努めていかなければならないと考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学および地域連携研究センターは、引き続き、地方文化や地域経済に密着し、地域をキャンパスとした教育・研究活動を展開していくが、地域住民および連携協力協定を締結している諸団体の理解向上を図りつつ、時代や地域のニーズに対応した教育・研究・地域貢献活動を積極的かつ継続的に行っていくことが求められる。

また、大学資産を活用した初等教育、中等教育との連携による取り組みが、今後さらに重要となると考えており、高大連携事業等を活発に進めていく。なお、公開講座を積極的に開講し、幅広い階層の人々に学びの機会を提供することは高等教育機関が果たすべき役割であり、青森県民カレッジ等との連携も深めていくなど、地域の求めに応じた取組みを推進していく。

V. 特記事項

V. 特記事項

1. カレッジ・アドバイザーによる学生に寄り添う支援

八戸学院大学（以下、本学）では、全教員がカレッジ・アドバイザーとして学生の学修支援とキャリア支援を行い、学生に寄り添ったきめ細かな指導を展開している。「基礎演習」、「プレゼンテーション」、「研究演習」などの少人数教育を通じて、学生が気軽にカレッジ・アドバイザーなどに相談することができる環境を整えている。

学生の学修、出席状況、生活状況や休学者および留年者への対応などについては、毎月開催される学科ごとのカレッジ・アドバイザー会議や実習会議（教育実習、看護臨地実習など）において、情報共有を図るとともに、教学部の各担当職員との連携を密にしている。

2. 国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成

本学は、グローバル化する社会の中で学生が国際的視野と理解力を十分に備え、新たな地域社会の創生に寄与できる有為な人材の育成に努めている。その柱の一つが国際交流であり、本学では「アメリカ海外研修」、「タイ国海外研修」、「EF 海外語学研修」などの海外研修制度や語学研修制度を整備し、学生の語学力の向上に加えて異なる文化を持つ人々との共生を学ぶ環境を構築している。

また、令和元(2019)年度から中国文化および韓国文化を、令和 3(2021)年度からはタイ文化をリベラルアーツの選択科目である「海外事情」の講義として開講し、それぞれの国の文化や生活、基本的な会話表現などを学修できる内容で展開している。この他、海外研修や三沢市の米軍基地内ショップ見学ツアーなど、多様な国際交流の環境を整備することで国際的な視野をもった地域社会を担う人材の育成に努める。

なお、令和 6(2024)年度の海外研修は、申込者がいなかったもしくは最少催行人数を下回ったために、いずれも実施しなかった。

3. 学生の夢を実現に導く学修・キャリア支援体制

本学では、現代社会が求めるニーズを的確に捉え、それぞれの専門的分野において自己の社会的役割を認識し、地域社会の発展に寄与することができる人材を育成するため、職業イメージや資格・免許の取得を念頭においたコース・プログラム制などを導入している。また、これらコース・プログラム制などにに基づき、学生の主体的な学修を促し、専門知識と技術が体系的に修得できるように、順序性を明確にした科目配置を行っている。

過去 5 年の就職内定率は高水準で推移しており、その背景として、学生に対する、入学から卒業までの一貫した日常的かつ専門的なキャリア支援と八戸学院大学就職支援委員会、カレッジ・アドバイザーおよび就職課の連携を密にした就職相談、進路相談・助言の成果が挙げられる。

VI. エビデンス集一覧

VI. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人光星学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	令和 7 年度版八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	八戸学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 年 学修の手引き	
【資料 F-6】	大学組織図	
	学校法人光星学院組織機構図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 7 年度 事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 6 年度 事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	令和 3 (2021) 年度以降の中期計画	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人光星学院諸規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事会・評議員会名簿	
	令和 6 年度理事会開催状況（開催日、理事・監事の出席状況） 令和 6 年度評議員会開催状況（開催日、評議員の出席状況）	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	令和 2 年度～令和 6 年度計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）	
	令和 2 年度～令和 6 年度監事監査報告書	
	令和 2 年度～令和 6 年度会計監査報告書	
	財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	2025 年度 シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 7 年度の三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	（指摘事項なし）	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	（指摘事項なし）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
【1-1-1】	八戸学院大学ホームページ(大学案内／教育目的) https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/edu-info/	
【1-1-2】	2025 年度 学修の手引き(使命・目的及び教育目的、p.1)	【資料 F-5】と同じ
【1-1-3】	2025 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜要項	【資料 F-4】と同じ
【1-1-4】	令和 3(2021)年度以降の中期計画	【資料 F-9】と同じ
【1-1-5】	新立体的総合学院構想における 4 つの柱の一部修正について	
【1-1-6】	令和 5 年度 SD 研修会資料	
【1-1-7】	学校法人光星学院組織機構図	【資料 F-6】と同じ
【1-1-8】	大学・短期大学部改組案(移行表)	
【1-1-9】	令和 7 年度の三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【1-1-10】	大学全体の 3 つのポリシーについて答申	
【1-1-11】	2025 年度 学修の手引き(別科助産専攻／三つのポリシー、p.12)	【資料 F-5】と同じ
【1-1-12】	八戸学院大学組織図	【資料 F-6】と同じ
【1-1-13】	八戸学院地域連携研究センター規程	
【1-1-14】	2025 年度 学修の手引き(沿革、pp.2-3)	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
【2-1-1】	内部質保証に関する方針	
【2-1-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【2-1-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程	
【2-1-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【2-2-1】	八戸学院大学学則 第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【2-2-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程	
【2-2-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	【資料 2-1-4】と同じ
【2-2-4】	アセスメント・ポリシー	
【2-2-5】	ティーチング・ポートフォリオ実施の手引き	
【2-2-6】	2024 年度 卒業時アンケート報告	
【2-2-7】	2024 年度 ルーブリック評価結果概要	
2-3. 内部質保証の機能性		
【2-3-1】	2024 年度授業アンケートの回収率と集計結果	
【2-3-2】	令和 6 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【2-3-3】	2024 年度 教育プログラムに関する学生との意見交換会(地域・人間・看護)	
【2-3-4】	学生相談・特別支援室利用ガイド	
【2-3-5】	2024 年度 学生生活に関する調査(大学)	
【2-3-6】	2024 年度 学生生活に関する調査(学生の要望)	
【2-3-7】	八戸学院大学外部評価委員会規程	
【2-3-8】	内部質保証に関する方針	【資料 2-1-1】と同じ

【2-3-9】	アセスメント・ポリシー	【資料 2-2-4】と同じ
【2-3-10】	「令和 6 年度自己点検評価書」からの課題と提言	
【2-3-11】	2025 年度学科・委員会の事業計画書	
【2-3-12】	2024 年度学科・委員会の事業報告書	
【2-3-13】	三つのポリシーに基づく PDCA サイクルチェックシート	
【2-3-14】	令和 7 年度事業計画書	【資料 F-7】と同じ
【2-3-15】	令和 6 年度事業報告書	【資料 F-8】と同じ
【2-3-16】	八戸学院大学ホームページ(大学案内／教育情報の公表)	
【2-3-17】	令和 6 年度外部評価報告書	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
【3-1-1】	令和 7 年度の三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【3-1-2】	八戸学院大学ホームページ(大学案内／教育情報の公表)	
【3-1-3】	2025 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜要項	【資料 F-4】と同じ
【3-1-4】	2025 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入試ガイド	
【3-1-5】	2025 年度 学修の手引き	【資料 F-5】と同じ
【3-1-6】	2025 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜試験要項	【資料 F-4】と同じ
【3-1-7】	八戸学院大学学則 第 62 条第 2 項	【資料 F-3】と同じ
【3-1-8】	令和 7 年度 大学入学者選抜実施要項について(通知)	
【3-1-9】	2025 年度入試出願状況まとめ	
【3-1-10】	2025 年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜要項	【資料 F-4】と同じ
【3-1-11】	八戸学院大学学則 第 2 条の 3、第 30 条 2 項、第 33 条、第 60 条 2 項	【資料 F-3】と同じ
【3-1-12】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部入学者選抜委員会規程	
【3-1-13】	2025 年度入試・追試験の対応について	
【3-1-14】	学部学科の入学者数・入学定員充足率・在籍学生数・収容定員充足率等	
3-2. 学修支援		
【3-2-1】	学長方針_令和 7 年度校務分掌	
【3-2-2】	八戸学院広報第 269 号(令和 7 年 4 月 1 日発行)	
【3-2-3】	八戸学院大学カレッジ・アドバイザー制度要項(ガイドライン)	
【3-2-4】	2025 年度 学修の手引き	【資料 F-5】と同じ
【3-2-5】	令和 7 年度 春学期オリエンテーション時配付資料	
【3-2-6】	各学科ナンバリング表 https://lms.hachinohe-u.ac.jp/webclass 「学務部からのお知らせ」-「科目ナンバリング表」	
【3-2-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学内ワークスタディ規程	
【3-2-8】	2024 年度 学内ワークスタディ採用実績	
【3-2-9】	2025 年度_春学期_前期_オフィスアワー 掲示用	
【3-2-10】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生修学支援規程	
【3-2-11】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【3-2-12】	Web 学生カルテシステム教員用操作説明書	

【3-2-13】	令和6年度 事業報告書	【資料 F-8】と同じ
【3-2-14】	留学生向け日本語学習会・時間割	
【3-2-15】	八戸学院大学ホームページ(国際交流/海外研修制度)	
【3-2-16】	学校法人光星学院イノベーションプログラム(基金)外国留学等補助金交付申請に係る公募要項	
【3-2-17】	令和6年度 タイ海外研修日程	
3-3. キャリア支援		
【3-3-1】	まとめキャリアシート説明資料	
【3-3-2】	令和7年度 インターンシップ履修者と実習先一覧	
【3-3-3】	2024年度 看護学実習要項	
【3-3-4】	八戸学院大学就職支援委員会規程	
【3-3-5】	八戸学院大学【UC 登録】	
【3-3-6】	キャリア教育(教育課程外)各種要項	
【3-3-7】	八戸学院大学【UC 登録】	【資料 3-3-5】と同じ
【3-3-8】	あおもり企業研究セミナー	
【3-3-9】	2024年度 論作文対策講座	
【3-3-10】	2024年度 キャリア支援講座	
【3-3-11】	2024年度 卒業生講話・マナー講座	
【3-3-12】	2024年度 進路支援面談シート	
【3-3-13】	2024年度 就職説明会	
【3-3-14】	2024年度 内定状況調査表	
3-4. 学生サービス		
【3-4-1】	八戸学院大学学生委員会規程	
【3-4-2】	Web 学生カルテシステム教員用操作手順書	【資料 3-2-12】と同じ
【3-4-3】	学校法人光星学院個人情報保護規程	
【3-4-4】	令和6(2024)年度 大学保健室利用状況	
【3-4-5】	八戸学院大学カレッジ・アドバイザー制度要項(ガイドライン)	【資料 3-2-3】と同じ
【3-4-6】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学生相談・特別支援室規程	
【3-4-7】	学生相談室ご利用案内	
【3-4-8】	学生相談室などの利用状況	
【3-4-9】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【3-4-10】	学生相談室ご利用案内	【資料 3-4-10】と同じ
【3-4-11】	令和7(2025)年度 学生生活に関するガイダンス資料	
【3-4-12】	八戸学院大学懲戒処分について(内規)	
【3-4-13】	令和6(2024)年度 学生生活に関する講演会	
【3-4-14】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ソーシャルメディアガイドライン	
【3-4-15】	美保野キャンパスの巡回について	
【3-4-16】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部車両通学規程	
【3-4-17】	令和6(2024)年度 キャンパス巡回指導報告	
【3-4-18】	令和7(2025)年度 春学期オリエンテーション日程	
【3-4-19】	令和7(2025)年度 クラブ・サークル代表者、顧問、監督等委嘱一覧	
【3-4-20】	八戸学院大学課外活動規程	
【3-4-21】	八戸学院大学学友会規約	
【3-4-22】	令和7(2025)年度 八戸学院大学強化指定部壮行会	
【3-4-23】	令和6(2024)年度 クラブ・サークル活動報告会資料	
【3-4-24】	2025年度 学修の手引き(キャンパス配置図、p. 142)	【資料 F-5】と同じ

【3-4-25】	2024 年度 外郭 3 団体収支決算書	
【3-4-26】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部活動奨励金規程	
【3-4-27】	令和 6(2024)年度 部活動奨励金交付 領収書	
【3-4-28】	八戸学院大学日本学生支援機構奨学金推薦選考規程	
【3-4-29】	高等教育の修学支援新制度通知(八戸学院大学)	
【3-4-30】	学校法人光星学院育英・奨学規程	
【3-4-31】	八戸学院大学学業特待生規程	
【3-4-32】	八戸学院大学創造育成特待生規程	
【3-4-33】	八戸学院大学修学奨励生規程	
3-5. 学修環境の整備		
【3-5-1】	2025 年度 学修の手引き(キャンパス配置図・各号館平面図、pp. 142-152)	【資料 F-5】と同じ
【3-5-2】	災害発生時の施設の使用に関する協定書	
【3-5-3】	2025 年度 学修の手引き(キャンパス配置図・各号館平面図、p. 142)	【資料 F-5】と同じ
【3-5-4】	むつ下北キャンパス平面図	
【3-5-5】	2025 年度 学修の手引き(実習棟平面図、p. 149)	【資料 F-5】と同じ
【3-5-6】	学校法人光星学院情報システム委員会規程	
【3-5-7】	2025 年度 学修の手引き(図書館平面図、p. 148)	【資料 F-5】と同じ
【3-5-8】	八戸学院図書館規程	
【3-5-9】	八戸学院図書館規程細則	
【3-5-10】	国境なき医師団からの感謝状	
【3-5-11】	自動体外式除細動器(AED)賃貸借契約書	
【3-5-12】	学校法人光星学院危機管理規程	
【3-5-13】	八戸学院大学危機管理マニュアル	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【4-1-1】	令和 7 年度の三つポリシー	【資料 F-14】と同じ
【4-1-2】	2025 年度 学修の手引き(使命・目的及び教育目的、p. 1)	【資料 F-5】と同じ
【4-1-3】	八戸学院大学ホームページ(教育情報の公表)	
【4-1-4】	2025 年度 学修の手引き(ディプロマ・ポリシー、pp. 4-12)	【資料 F-5】と同じ
【4-1-5】	2025 年度 シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-1-6】	「成績に関する申立書」様式	
【4-1-7】	八戸学院大学履修規程 第 18 条、第 19 条	
【4-1-8】	八戸学院大学学則規程 第 4 条、第 11 条、第 26 条	【資料 F-3】と同じ
【4-1-9】	令和 6 年度 卒業判定会議資料	
【4-1-10】	八戸学院大学履修規程 第 9 条、第 15 条～第 17 条、第 21 条～第 25 条	
【4-1-11】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ(GPA)規程	【資料 4-1-16】に同じ
【4-1-12】	八戸学院大学試験規程	
【4-1-13】	八戸学院大学公認欠席取扱規程 第 2 条	
【4-1-14】	八戸学院大学学則 第 4 条、第 6 条	【資料 F-3】と同じ
【4-1-15】	八戸学院大学履修規程 第 7 条、第 10 条、第 18 条、第 19 条	
【4-1-16】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレード・ポイント・アベレージ(GPA)規程	

【4-1-17】	八戸学院大学学則 第 11 条、第 27 条	
【4-1-18】	八戸学院大学学位規程	
4-2. 教育課程及び教授方法		
【4-2-1】	令和 7 年度の三つポリシー	【資料 F-14】と同じ
【4-2-2】	2025 年度 学修の手引き(使命・目的及び教育目的、p. 1)	【資料 F-5】と同じ
【4-2-3】	八戸学院大学ホームページ(教育情報の公表)	【資料 4-1-3】と同じ
【4-2-4】	2025 年度 学修の手引き(ディプロマ・ポリシー、pp. 4-12)	【資料 F-5】と同じ
【4-2-5】	八戸学院大学学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【4-2-6】	2025 年度 シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-2-7】	2025 年度 学修の手引き(履修系統図、p. 19、p. 24、p. 38)	
【4-2-8】	八戸学院大学履修規程 第 4 条、第 12 条	
【4-2-9】	2025 年度 シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-2-10】	2025 年度 Web シラバス要領	
【4-2-11】	八戸学院大学履修規程 第 8 条、第 9 条第 2 項	
【4-2-12】	2025 年度 学修の手引き(履修登録について、p. 17)	【資料 F-5】と同じ
【4-2-13】	八戸学院大学教務委員会規程	
【4-2-14】	八戸学院大学履修規程 第 11 条	
【4-2-15】	教育課程表	
【4-2-16】	東北・北海道地区大学等高等・共通教育研究会の開催について(通知とレポート)	
【4-2-17】	「基礎演習とプレゼンテーション」の手引き	
【4-2-18】	2025 年度 シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-2-19】	2025 年度 シラバス	【資料 F-13】と同じ
【4-2-20】	八戸学院大学学業特待生規程	
【4-2-21】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部表彰規程	
【4-2-22】	八戸学院大学地域経営マイスター	
【4-2-23】	八戸学院大学健康マイスター	
【4-2-24】	八戸学院大学国際理解マイスター	
【4-2-25】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベ ロップメント(FD)委員会規程	
【4-2-26】	令和 6 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【4-2-27】	令和 6(2024)年度 履修者数一覧	
4-3. 学修成果の把握・評価		
【4-3-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 IR 推進室規程	
【4-3-2】	アセスメント・ポリシー	
【4-3-3】	2024 年度教育プログラムに関する学生との意見交換会(地域・ 人間・看護)	
【4-3-4】	2024 年度 学生生活に関する調査(大学)	
【4-3-5】	各学科カレッジ・アドバイザー会議録	
【4-3-6】	第 37 回社会福祉士国家試験学校別合格率(厚生労働省)	
【4-3-7】	八戸学院大学ホームページ(学部学科紹介/健康医療学部看護 学科/資格取得一覧)	
【4-3-8】	2024 年度 内定状況調査表	
【4-3-9】	令和 6 年度 八戸学院大学卒業生に関するアンケート集計結果 報告	
【4-3-10】	R6(2024)年度 卒業時アンケート報告書	
【4-3-11】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議録	
【4-3-12】	2024 年度 看護学科カリキュラムに関するアンケート集計結果	
【4-3-13】	2024 年度 ディプロマ・サブプリメント	

【4-3-14】	2024 年度教育プログラムに関する学生との意見交換会(地域・人間・看護)	
【4-3-15】	Web 学生カルテ	
【4-3-16】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議録	
【4-3-17】	看護学科 学科会議録	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
【5-1-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程	
【5-1-2】	令和 7 年度 校務分掌	
【5-1-3】	八戸学院大学学則 第 59 条第 1 項・第 60 条第 1 項	
【5-1-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【5-1-5】	八戸学院大学教授会規程	
【5-1-6】	令和 6 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 委員会ほか一覧	
【5-1-7】	学校法人光星学院運営組織規程	
【5-1-8】	学校法人光星学院運営組織事務分掌細則	
【5-1-9】	学校法人光星学院就業規則	
【5-1-10】	学校法人光星学院一般職員採用・昇任規程	
【5-1-11】	令和 6 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 委員会ほか一覧	【資料 5-1-6】と同じ
5-2. 教員の配置		
【5-2-1】	八戸学院大学教員採用・昇任規程	
【5-2-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程	
【5-2-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	【資料 5-1-4】と同じ
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
【5-3-1】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	
【5-3-2】	2025 年度 FD 委員会事業計画	
【5-3-3】	令和 6 年度 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 FD 報告書	
【5-3-4】	2024 年度 授業アンケートの回収率と集計結果	
【5-3-5】	2024 年度 授業参観の実施状況	
【5-3-6】	令和 6 年度 FD 研修会	
【5-3-7】	第 32 回 FD ネットワーク“つばさ”協議会資料	
【5-3-8】	令和 6 年 度 FD 研修会(八戸学院授業支援システム講習会)	
【5-3-9】	学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程	
【5-3-10】	学校法人光星学院一般職員研修規程	
【5-3-11】	令和 6 年度「事務職員 SD 研修会」について	
【5-3-12】	令和 7 年度 辞令交付式・SD 研修会について	
【5-3-13】	令和 6 年度 日本私立大学協会東北支部事務研修会	
【5-3-14】	令和 6 年度 日本私立大学協会東北支部事務研修会 実施要領	
5-4. 研究支援		
【5-4-1】	2025 年度 学修の手引き(キャンパス配置図・各号館平面図、pp. 142-152)	【資料 F-5】と同じ
【5-4-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程	

【5-4-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則	
【5-4-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程	【資料 5-3-1】と同じ
【5-4-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【5-4-6】	「研究倫理 e ラーニングコース」受講状況	
【5-4-7】	八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程	
【5-4-8】	令和 6(2024)年度 八戸学院大学研究費取扱要領	
【5-4-9】	令和 6 年度 八戸学院大学特別研究費取扱・申請要領	
【5-4-10】	学校法人光星学院イノベーションプログラム(基金)研究等補助金交付申請に係る公募要領	
【5-4-11】	特別研究費・イノベーションプログラム研究成果発表会資料	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
【6-1-1】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-1-2】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	
【6-1-3】	学校法人光星学院公益通報に関する規程	
【6-1-4】	学校法人光星学院運営組織規程	
【6-1-5】	学校法人光星学院個人情報保護規程	
【6-1-6】	八戸学院図書館個人情報保護規程	
【6-1-7】	学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程	
【6-1-8】	学校法人光星学院危機管理規程	
【6-1-9】	八戸学院大学危機管理マニュアル	
【6-1-10】	交通安全講習会に関する資料	
【6-1-11】	八戸学院大学防火管理規程	
【6-1-12】	令和 6 年度 消防訓練実施計画書	
【6-1-13】	学校法人光星学院教職員安全衛生管理規程	
【6-1-14】	衛生管理者職場パトロールのチェックリスト	
【6-1-15】	ストレスチェックの案内および調査票	
6-2. 理事会の機能		
【6-2-1】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-2-2】	学校法人光星学院寄附行為施行細則	【資料 6-1-2】と同じ
【6-2-3】	令和 6 年度 理事会開催状況(開催日、理事・監事の出席状況)	【資料 F-11】と同じ
【6-2-4】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-2-5】	令和 7 年度 事業計画書	【資料 F-7】と同じ
【6-2-6】	令和 6 年度 事業報告書	【資料 F-8】と同じ
【6-2-7】	令和 3(2021)年度以降の中期計画	【資料 F-9】と同じ
【6-2-8】	大学・短期大学部改組等合同検討会議	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
【6-3-1】	八戸学院大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【6-3-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程	
【6-3-3】	八戸学院大学教授会規程	
【6-3-4】	学校法人光星学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-3-5】	令和 6 年度 評議員会開催状況(開催日、評議員の出席状況)	【資料 F-11】と同じ
【6-3-6】	令和 6 年度 監事会記録	

【6-3-7】	令和6年度 会計監査人・監事・監査室との情報交換会記録	
【6-3-8】	令和6年度 監事監査記録	
【6-3-9】	令和6年度 内部監査記録	
6-4. 財務基盤と収支		
【6-4-1】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	【資料 F-12】と同じ
【6-4-2】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	
【6-4-3】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	
【6-4-4】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	
【6-4-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【6-4-6】	学校法人光星学院イノベーションプログラム(基金)運営委員会規程	
【6-4-7】	令和3(2021)年度以降の中期計画	【資料 F-9】と同じ
6-5. 会計		
【6-5-1】	学校法人光星学院経理規程	
【6-5-2】	学校法人光星学院経理規程施行細則	
【6-5-3】	学校法人光星学院固定資産および物品管理規程	
【6-5-4】	学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱	
【6-5-5】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究者の行動規範	
【6-5-6】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針	
【6-5-7】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	【資料 6-4-5】と同じ
【6-5-8】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学外共同研究規程	【資料 6-4-3】と同じ
【6-5-9】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部受託研究取扱規程	【資料 6-4-2】と同じ
【6-5-10】	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部科学研究費補助金経理事務取扱規程	【資料 6-4-4】と同じ
【6-5-11】	八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程	
【6-5-12】	令和6年度 会計監査報告書	
【6-5-13】	令和6年度 監事監査報告書	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会への貢献		
【A-1-1】	八戸大学及び八戸市の農業経営者育成に関する協定	
【A-1-2】	連携協力に関する協定（階上町／包括連携／大学）	
【A-1-3】	連携協力に関する協定（八戸市／スポーツ振興連携／大学）	
【A-1-4】	連携協力に関する協定（新郷村／包括連携／大学・短大）	
【A-1-5】	連携協力に関する協定（階上町／包括連携／大学・短大）	
【A-1-6】	連携協力に関する協定（五戸町／包括連携／大学・短大）	
【A-1-7】	八戸学院大学、八戸学院短期大学及び八戸市における健康福祉連携協力に関する協定	
【A-1-8】	連携協力に関する協定（南部町／包括連携／大学・短大）	
【A-1-9】	地方創生に係る包括連携協力に関する協定（三沢市）	
【A-1-10】	包括連携協力に関する協定（三戸町）	
【A-1-11】	令和6年度 大学資産を活用したアートの学び事業業務委託事業実施報告書	

【A-1-12】	「創作体験ワークショップ」チラシ	
【A-1-13】	「アクセシビリティ(Accessibility)向上実践会議」チラシ	
【A-1-14】	「八戸市美術館×託児ルーム」チラシ	
【A-1-15】	「ハッピーファミリーアワー」チラシ	
【A-1-16】	令和6年度「外国人介護人材交流会等事業」活動報告書	
【A-1-17】	「外国人介護人材交流会事業」チラシ	
【A-1-18】	「外国人介護人材研修会事業」チラシ	
【A-1-19】	大人のためのスピードスケート教室運営業務委託報告書	
【A-1-20】	「大人のためのスピードスケート教室」チラシ	
【A-1-21】	連携協力協定（株式会社みちのく銀行）	
【A-1-22】	介護予防共同研究に関する覚書（デイサービスカローレ）	
【A-1-23】	連携協力に関する協定（株式会社東北産業）	
【A-1-24】	連携協力に関する協定（株式会社デーリー東北新聞社）	
【A-1-25】	八戸学院大学・八戸学院短期大学と三八五流通グループとの健康連携協力に関する協定	
【A-1-26】	八戸学院大学・八戸学院短期大学・八戸学院光星高等学校・八戸学院野辺地西高等学校とイー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社との海外留学連携協力に関する協定	
【A-1-27】	八戸学院大学と青い森信用金庫との連携協力協定（産業振興連携）	
【A-1-28】	「ビブリオバトル in 八戸」チラシ	
【A-1-29】	八戸産学官連携推進会議議事録	
【A-1-30】	八戸市ホームページ(八戸地域学) https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/seisakusuishinka/gakukanrenkei/19050.html	
A-2. 地域に密着した教育活動と人材育成		
【A-2-1】	「第5回八戸SDGsフォーラム」チラシ	
【A-2-2】	「青森県立八戸水産高校応援プロジェクト」チラシ	
【A-2-3】	「八戸学院大学健康医療学部公開講座」チラシ	
【A-2-4】	「令和6年度健康医療セミナー」チラシ	
【A-2-5】	「創業・事業継承講座」チラシ	

令和7年度 自己点検評価委員会

委員長	幸田 威久矢（准教授）
副委員長	田中 哲（教授）
委員	高須 則行（教授）
委員	吉田 守実（教授）
委員	田中 克枝（教授）
委員	高橋 雪子（教授）
委員	井元 紀子（教授）
委員	小沢 久美子（教授）
委員	工藤 祐太郎（准教授）

令和7年度 八戸学院大学自己点検評価書
令和7年10月発行

編集 八戸学院大学自己点検評価委員会
発行 八戸学院大学

〒031-8588 青森県八戸市美保野 13-98
TEL 0178 (25) 2711
FAX 0178 (25) 2729